

松戸市教育委員会会議録

令和4年2月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和4年2月定例会

開 会	令和4年2月9日 (水) 午前9時	閉 会	令和4年2月9日 (水) 午後12時50分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和4年2月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	渡部 優樹	21	博物館 次長	小山 智之
2	学校教育部 部長	西川 康弘	22	学務課 課長	石橋 聡
3	” 審議監	堤 和子	23	” 補佐	鈴木 俊世
4	教育企画課 課長	川野 康仁	24	” 補佐	萩原 弥生
5	” 専門監	壁 和宏	25	指導課 課長	菊地 聖子
6	” 補佐	渡辺 貴生	26	” 補佐	小川 晴美
7	” 主幹	武田 茂	27	” 補佐	藤中 孝一
8	” 主幹	永淵 智幸	28	” 主査	小久井 隆浩
9	” 主査	杉本 政裕	29	保健体育課 課長	久保田 昭彦
10	” 主任主事	染谷 康太	30	” 主幹	飯島 雅子
11	” 主事	山本 真優子	31	” 学校給食担当室長	須田 聖子
12	社会教育課 課長	臼井 眞美	32	” 栄養士長	大谷 葉子
13	生涯学習推進課 課長	藤谷 隆	33	教育研究所 所長	佐藤 正大
14	スポーツ課 課長	塩路 猛	34	” 補佐	新木 準一
15	市民会館 館長	関川 恵美子	35	” 補佐	板花 倫子
16	図書館 館長	村上 陽子	36	教育財務課 課長	大川 典昭
17	” 専門監	渡部 光洋	37	” 補佐	松村 弘美
18	” 補佐	柿沼 範明	38	教育施設課 課長	木下 透
19	” 補佐	安川 明宏	39	” 補佐	若井 敦史
20	戸定歴史館館長	藤田 和子	40	市立松戸高校 事務長	菊地 俊一

令和4年2月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和4年2月9日(水) 午前9時00分より

2 場 所 松戸市役所議会棟3階 特別委員会室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

令和4年2月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第37号

松戸市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(市民会館) …p1

② 議案第38号

教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

(学務課) …p3

③ 議案第39号

松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の
制定について

(保健体育課 学校給食担当室) …p6

④ 議案第40号

松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

(教育企画課) …p14

⑤ 議案第41号

令和4年度教育委員会組織定数及び令和4年4月1日付教育委員会職員
(市費負担職員)に係る人事異動基本方針の制定について

(教育企画課) …p18

⑥ 議案第42号

松戸市教育委員会令和4年度主要施策について

(教育企画課) …p21

⑦ 議案第43号

令和4年度教育費予算について

(教育企画課) …p33

⑧ 議案第44号

令和3年度3月教育費補正予算について

(教育企画課) …p80

⑨ 報告第8号

臨時代理による処分の報告について

(指導課) …p92

(2) 報告等

① 新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について

教育長 それでは、始めたいと思います。

本日の教育委員会会議への傍聴の申出は現在はありません。

これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから令和4年2月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。

武田委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案8件、報告議案1件、報告等1件となっております。このうち、議案第43号及び議案第44号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に関わる重要な事項に属する案件となります。また、報告第8号は人事に関わる案件となります。したがって、議案第43号及び議案第44号並びに報告第8号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第43号及び議案第44号並びに報告第8号を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第43号及び議案第44号並びに報告第8号の審議は秘密会といたします。

なお、秘密会は議事録を取っていないところですが、議案第43号及び議案第44号につま

しては記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第43号及び議案第44号並びに報告第8号を秘密会にて審議することになりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田委員にお願いいたします。

◎議案第37号

教育長職務代理者 本日は、議案が大変多くなっておりますので、限られた時間の中での円滑な議事進行に努めたいと思います。どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第37号「松戸市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

市民会館長。

市民会館長 議案第37号「松戸市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

本件の提案理由は、松戸市民会館の会議室用の備品としまして、液晶プロジェクターの提供を開始するに当たり、附属設備及び備品使用料に関する規定に必要な事項を定めるためでございます。

資料2ページをお開きください。

中央にあります表の右側が改正後の欄になっておりまして、映像設備として液晶プロジェクターの使用料を1時間につき270円で定めております。

また、この規則は令和4年5月10日から施行するものです。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第37号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見等はございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員 液晶プロジェクターの使用料が1時間当たり270円ということですがその根拠というか、どうしてその数字が出てきたのかという点と、それから、今回は市民会館にプロジェクターを置くということですが、当然そういうニーズがあるからだろうと思うんですけども、これはほかの例えば市民劇場とか、あと勤労会館とか、そういったところにも置かれているものなのか、それとも今回初めて市民会館に置くようにするのかという点についてお聞きしたいんですが。

教育長職務代理者 市民会館館長。

市民会館長 市民会館の液晶プロジェクターにつきましては、市民会館のホールで既に貸出ししております。ホールでは使用区分を午前、午後、夜間という3区分になっておりましてそれぞれ1,100円ずついただいているので、1日通しますと3,300円になります。それを会議室は1時間単位の貸出しですので、12時間で割り返した金額が270円になります。

ほかの施設につきましては、森のホール、市民劇場、市民交流会館、市民センターにもプロジェクター自体は置いております。市民センターは全てではないというふうには聞いておりますが設置しております。

教育長職務代理者 割とニーズはあるというふうに考えてよろしいですか。ニーズのほうはかなり高い、さっき伊藤委員も……。

市民会館館長。

市民会館長 利用者の方のニーズですね。

教育長職務代理者 はい。

市民会館長 プロジェクターを持ち込みするのも結構大変なことです。やはり置いてあった方が助かるということで、ご要望はあります。今は会議室にはないので、持ち込みしてくださいということをホームページにご案内していますが、その中でも、置くことは考えていないのかというご要望はあります。

以上です。

教育長職務代理者 ほかに何かございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

議案第37号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第37号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第38号

教育長職務代理者 次に、議案第38号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 学務課長の石橋です。よろしくお願いいたします。

議案第38号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」をお願いいたします。

まず、議案についてご説明する前に、資料の訂正をお願いいたします。

資料4ページをご覧ください。

規則改正前後の対照表中、改正後の期間の欄の下線部です。「対外受精」の「対」の漢字が誤っております。正しくは「体」になりますので訂正をお願いいたします。校正が行き届かず、大変申し訳ございませんでした。

では、議案についてご説明いたします。

本議案は、松戸市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定に準じて、松戸市立高等学校に勤務する教職員の出生サポート休暇取得について必要な事項を定めるために当該規則を改正するものでございます。

まず、出生サポート休暇についてご説明いたします。

出生サポート休暇は、職員が不妊治療等に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときを事由として付与される特別休暇です。令和3年12月24日に一部が改正された千葉県人事委員会規則第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する規則で新設されたことに伴い、松戸市の規則においても新設されたものでございます。

では、改めまして、お手元の資料4ページをご覧ください。

教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定の案でございます。

改正の前後についての対照表をご覧ください。

改正点としては、当該規則中、特別休暇の基準を定める第9条の別表について、出生サポート休暇に係る事由と期間を第5項として追加するとともに、当該事由の追加によって生じる項番の移動を反映するものでございます。

出生サポート休暇の期間については、千葉県人事委員会規則及び松戸市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則に準じて定めたものであります。

1の年において5日と定められておりますが、通院事由が体外受精、顕微授精など、特定不妊治療に係るものである場合は10日まで取得することが認められます。また、取得の単位は1日または1時間であり、5日間または10日間、連続して取得することも可能でございます。

以上が教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明となります。ご審議よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ご説明は以上となります。

これより質疑及び討論に入ります。

何かご意見等はございませんか。

山形委員。

山形委員 このような形で不妊治療のサポートをされることは、本当に望ましいことだと思って議案を読ませていただいたのと、先ほど説明にあったように、時間単位でいただけると本当にありがたいところで、お注射をする治療が続いたりする、そういうときに、自己注射をする方もいらっしゃるんですけども、通われてというところで、どうしてもこの時間に行かなければならないというところをサポートしていただくのはとても大切だと思って伺っておりました。

そこで、疑問点というよりも、これに引き続いて啓発として不妊治療に対する正しい知識

を多くの方に持っていただかないと、やはりパワーハラスメントではないですけども、お休みを気持ちよく取れない、仕組みはあるけれども、お休みを気持ちよく取れないというようなことがあってはならないのかなと思っております。不妊治療に関しては、今いろいろな研究が分かって男性因子が半分あります。100人に一人、造精機能障害とって精子をつくる場所に問題があるというところも分かってまいりました。一般の男性だと、20人に一人は不妊ではないかなとも言われていたりします。そういうところで、女性の職員だけではなく男性の方も、やはり治療が必要になったときに誤認のないようにとか、そのような啓発なども深めて広めていっていただいて、休みが取りやすいようにしていただきたいというところが意見と、あと、これにつながるんですけども、確認として、産前産後の出産のとき、これは出生サポート休暇とあるんですけども、出産のときの休暇のところをもう一度確認で、前もあると思うんですけども、今どんな体制だったか教えていただけますか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 初めに、不妊治療の制度等については、また改めて周知はしているところでございますので、その活用についても啓発してまいりたいと思います。

それから、2点目の出産休暇につきましては、出産の前後8週が出産休暇となっております。産後8週を過ぎますと、今度は育児休暇という形で、また休暇のほうを継続していく形ができると思いますので、よろしく願いいたします。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにご意見等は。

和座委員。

和座委員 今、山形委員がおっしゃったように、この不妊のことにしましては、今まで女性ということに焦点が当たりがちだったんですけども、やはり両性に、男性ももちろん問題がある場合もある。そういうこともあって、こちらのほうに関しての啓蒙なんかは非常に大切だと私も思っております。そういう意味で、医師会のほうでも、やはりしっかりとした形で、市民に対しても広報していかないといけないなというふうに思っております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ご意見として承ります。

ほかにございませんか。

ちょっと確認なんですけれども、1の年において5日で、特定の不妊治療の場合は10日というふうにあるんですけども、これは医療機関で特定のものとか、何かそういう先生から書面のようなものを頂いて申請するような、そういった形になるものと、そうでないものが

あるのでしょうか。すみません、ちょっと素人ですので、分からないので教えていただけたらと思います。

学務課長。

学務課長 不妊治療には、私もすごくその専門ではないのですが、様々な段階があるということで、一般的な流れとしましては、検査から始まりまして、あとタイミング法や人工授精などの一般不妊治療、またそれ以外に体外受精や顕微授精などに発展する場合もございますので、そのところは医師と相談の上、それを確認して、学校長のほうでまた判断していくということになると思います。

以上です。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 補足というか、武田委員の意図のところと言うと、診断書が必要かどうかというようなところだと思うのですが、その診断書を発行するのにも、やはり3,000円ぐらいの費用が発生するのと、そのプロセスを話すというのもなかなか難しいところもあったりすると思うので、とてもプライベートなところにもなったりするので、校長面談などの経緯の中で、校長先生たちがご理解があり、配慮があり、そういう知識を簡単に持っていただくだけでも、聞き取りがしやすく話しやすい雰囲気ができると思います。

この10日というところなんですけれども、松戸は比較的高度生殖医療に、東京に近いのでアクセスしやすいのですが、だけれども、飛行機に乗ってとか新幹線に乗って治療に行く方はまだまだいらっしゃる世界になっています。世界で一番、体外受精が行われて、世界で一番、妊娠率が低いというのが日本の実は不妊治療の現状なんですね。そういうところですごく葛藤が多いので、いろいろなサポートのほうをよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結したいと思います。

これより議案第38号を採決いたします。

議案第38号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第38号を原案どおり決定いたします。

◎議案第39号

教育長職務代理者 次に、議案第39号「松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学校給食担当室長。

学校給食担当室長 学校給食担当室長の須田です。よろしくお願いいたします。

議案第39号「松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について」提案理由と概要をご説明いたします。

まず、本議案の提案理由についてご説明いたします。

現在、私会計である学校給食費を令和4年4月1日より公会計化するために、令和3年9月定例会市議会において議決されました松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例に係る取扱いを定めるため、条例施行規則の制定を市長に申し出るものです。

次に、概要についてご説明いたします。7ページから9ページをご覧ください。

学校給食費の額や学校給食費の納期限、学校給食費の減免、学校給食を受けることができない場合等の届出、届出の様式等の取扱いを定めるものでございます。

また、令和4年4月1日からの施行をするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第39号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより審議及び討論に入ります。

では、私からよろしいでしょうか。

今までの集金の仕方を存じ上げていないので、確認の意味もあるんですけども、この9ページのところで、今後は引落しのような形で公会計化の中に組み込まれていくのかなというところで、第1期と第9期が2か月分の徴収になっていますよね。このあたりというのが、集金方法が変わるといって周知されるのかどうかというところが少し不安に思っています。あと、今までは先生が集金していたというところで、働き方改革等の兼ね合いもあると思いますが、未納というパーセントがちょっと分からないんですけども、現在の未納がどのぐらいなのかということも含めまして、結局、未収金に当たる児童生徒と関わるチャンスというか、先生がそれを周知して、そこにちょっと心配りをするというようなこととい

うのは、今後どういった形でなされるのか。集金という根本とは別のところでちょっと考えが及ぶというか、心配りがされていくのかなというところが気が付けなくなってしまうのか。気になるところで、教えていただければと思います。

お願いします。

学校給食担当室長 まず、引落しのところですが、現行も4月、5月分は2か月分、それ以外の月は一月ずつ、2月、3月は2か月分を引落ししておりますので、そこは公会計化後も変わらないところです。

続きまして、未納率ですが、過去5年平均で小中学校の合計で0.08%、大体金額で言いますと、約130万円程度となっております。

あと、未納に関して学校との関わりの部分ですが、公会計化後は未納の対応というのは一切教育委員会のほうで行ってはいくんですが、ただ、いろいろなご事情の家庭もあると思いますので、あまりにも未納が続いたりとか、そういった場合に、ちょっと学校の先生方のほうからご家庭の状況をお聞きして、何かうまく対応ができたり、また何か行政の支援につなげるようなことができることがないかということは、学校と連携をしてやっていきたいと考えております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

ほかに。

山形委員。

山形委員 公会計化に当たるためのこの条例の制定の部分では大きくは意見はというところなんですけれども、保護者として、その利用の中で、何か大きく変わる点とかがないかどうかのところ少し心配かなと思うので、今先ほど武田委員がおっしゃった未納に関して、引落しなので、うっかりその口座に入っていないくてお手紙が回ってきたという保護者の方にも何人も会ったことはあったので、そういうときは、今までは学校からプリントが届いたと思うんですけれども、今度は教育委員会からどのような形で、うっかりした未納のところのサポートがあるのかというところと松戸市に関して、この中で牛乳のことについて触れてあったり、食事のアレルギー、食物アレルギーに関してのやむを得ない理由のところ松戸市はすごく理解があって、他市だと診断書がないと駄目と言われることがあるんですけれども、松戸はそういうようなことがなくて、ご家庭の考えなど、診断は出ないけれども、これを食べたり飲んだりすると体調が悪くなるお子さんに関して、お手紙を添えてあるサポートがあって、控えることとかしていただいて、特に牛乳のことは、お手紙が年度初めに回ってきて、

そのようなサポートで済んだというところはたくさんの保護者の方に聞いてはいるんですけども、そういうような中身の体制に関しては変わりがないかどうかという、この2点のところを教えてくださいたいです。

学校給食担当室長 未納があった場合の対応についてですけれども、公会計化後は給食費の引落しをかけて、引落しができなかった場合には督促状というものを該当するご家庭のほうに発送させていただきます。それで、その次の回の引落しの際に2か月分を引くような形を取らせていただくようになります。

あと、牛乳等のアレルギーに関してですけれども、管理指導表という書類を提出していただければ、牛乳を飲まないという選択も、これまでと同じようにできるようになっております。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかに。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ほかにご質問等ないようでございますので、これより議案第39号を採決いたします。

議案第39号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第39号を原案どおり決定いたしました。

◎議案第40号

教育長職務代理者 次に、議案第40号「松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 教育企画課、川野でございます。よろしく申し上げます。

議案第40号「松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定される学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるためでございます。

それでは、説明させていただきます。

学校運営協議会は、平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって制度化され、平成29年4月1日に協議会の設置を努力義務とする法改正が行われました。協議会は、教育委員会により任命された委員が一定の権限を持って学校の運営と、そのために必要な支援について協議する合議制の機関です。協議会が設置された学校は、コミュニティスクールと呼ばれ、地域とともにある学校づくりのためのツールとして全国的に導入が進められているところです。

本市では、平成30年度より松戸版コミュニティスクールとして規則を制定しない形で独自に取組を進めていましたが、令和4年度からは小金小学校へ法に基づく協議会を設置するに当たり、協議会の趣旨、組織、委員、役割等の必要な事項を規則として制定した教育委員会会議に議案として提出いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第40号について、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 中西です。

協議会の委員が20人以内というのは、これはほぼ一般的なんでしょうか。若干数が多いような気はするんですけども、最大限という意味もあるのかもしれませんが。

教育長職務代理者 教育企画課長。

教育企画課長 今現在、行われている小金北中の松戸版のコミュニティスクールに準じた形とはなっております。

以上でございます。

中西委員 準じた形ならそれでいいという考え方もあると思うんですが、今後広げていくとなると、この数は何か多いような印象を持つんですけども、例えば他市なり文科省のデータなり、そういうものでどの程度なのかというのはお持ちでしょうか。

教育長職務代理者 何か他市等でのサンプルであるとか、そういったものがあれば。

中西委員 文科省もデータを持っていると思うんですね。

教育企画課長 他市につきましては15名程度というところもあるんですけども、一応うちの定めによりまして20名以内となっていますので、20名じゃないといけないというところではございませんので。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 この学校運営協議会というものについて、ちょっと教えていただきたいんですけども、先ほどの趣旨説明の中では、この学校運営委員会というものは地域社会の中で、地域の人たちと一緒にしながら、健全な児童との育成に取り組むというふうな趣旨だったと思うんですけども、具体的には、こういった20人前後の人たちと協議しながら、どういうことを具体的にやっていこうということなのか、ちょっとイメージを教えていただきたいんですが。

それと同時に、令和4年ですか、小金小学校ということで、松戸版というふうにおっしゃっていましたが、これは何か特に今までの一般的に考えられている運営協議会とはまたちょっと違った形で、何かユニークな部分があるんですか。ちょっとそのあたりを教えてください。

教育長職務代理者 教育企画課長。

教育企画課長 取組につきましては、基本的には学校運営としまして、これからどういう方向性を見いだしていくかというのを合議制をもって協議していただく場となります。例えば、その取組の中で、学校活動につながるものも示していく、協議していくという形になります。以上でございます。

教育長職務代理者 それと、今ある小金版の特徴というか。

教育長 小金版じゃなくて松戸版。

教育長職務代理者 失礼いたしました、松戸版。

教育長 すみません、コミュニティスクールそのものの大枠を説明していただかないと。各論に入ってしまったので、松戸市のコミュニティスクールの状況を簡単に説明してください。

教育長職務代理者 教育企画課長。

教育企画課長 松戸市版のコミュニティスクールとしましては、平成30年度より小金北中学校区に設置されたものでございます。その中で常任委員会と、あと実行委員会というのを設けて、それに基づきまして、例えば学習支援とか教育相談、あとその中で、世代交流会とかの取組のほうを行っているものでございます。いずれにしても、地域と連携した活動に基づいて行っているものでございます。

以上でございます。

教育長 今のが松戸版。それとは別に、要するに松戸版と銘打ったのは、国が提唱しているコ

コミュニティスクールという地域と連携した学校の在り方からはちょっと外れた形で特徴を持って始めたわけです。それで、来年度から、小金小学校で始めるコミュニティスクールは、文部科学省の提唱している内容に従って始めようと。そこで正式に学校運営協議会というのが必要になったので、今回設置をするという流れになっています。

和座委員 なるほど、分かりました。

和座委員 何かちょっと抽象的だったので分からなかったんですけども、今の教育長のお話で分かりました。

教育長職務代理者 委員さんも入れ替わっていますので、そういった場合にちょっとご説明を加えていただくと助かると思います。

教育企画課長 失礼しました。

和座委員 よろしくお願ひします。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 この第5条の委員の中で、ほかのは全て分かるんですけども、(3)ですね、対象学校の運営に資する活動を行う者というのは一体どういう方をイメージしておられるのですか。

教育長職務代理者 教育企画課長。

教育企画課長 資するということにつきまして、ご答弁申し上げます。

まずは、学校ボランティアの調整役を担う方とか、あと授業の実施に協力する事業者や団体、例えばNPO法人とか、あとスポーツ団体とか、あと部活に支援していただく方などを考えています。

以上です。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 そうすると、学校側から、そういう方々に声をかけて参加していただくというような形になるのでしょうか。

教育企画課長 はい、そういうことです。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 私から。

これを設置して、ひとまずはこの小金地区からスタートされると理解しているんですが、なかなかPTAも集まらないという昨今の中で、こういったものを依頼していくというのは、松戸のような人が流動的に住むような地域にとっては、いわゆる地方とは違って、手を挙げ

の方が果たしてそろそろのだろうかという、今後の展開については特段書かれていないのですが、懸念される点が非常に多いなと思っています。私がすごく気になったのが、13条の、年に一度、対象学校の運営状況について評価を行うものとする、「評価」ですね。協働しているものをつくっていきこうというのと、一定の評価を行うというのはちょっと意味合いが、融和的な部分とそうでない部分というのが出てくるように思って、この項目をどういういい点に生かしていきこうという目的の下で、決められているのかなというところが、いま一つ私の中ではあまり判然としないのですが、どのようにお考えなのでしょうか。

教育企画課長。

教育企画課長 基本的な評価につきましては、学校のアンケートを行っているんですけども、その中から、アンケートをベースとして、例えば例年、児童生徒に行っている、基礎学力が身につくように努めているとか、あと学習進度が適切かどうかとか、そういうアンケートの中で、今後、評価につなげていきたいと考えております。

活用方法につきましては、地域とともにある学校づくり、これがベースとなりますので、これにつながる学校との協議、協議会ごとに決めていくという形で考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 実は私は、よその自治体で学校の協議会の委員もやっていたり、コミュニティスクールとか学校評価に関してはそれなりに知識があるので意見を申し上げたいんですけども、評価を入れるかどうかというのは自治体によって違うんですね。そもそも学校評価というのは、学校そのものが自己評価をやらなきゃいけない。これは義務になっています。と同時に、その自己評価を評価する学校関係者評価というのが、これも制度化されていて、やっているところが多いんですけども、その評価にも別の自治体で関わっていますが、つまり今おっしゃったように、その学校評価に関わるようなことも運営協議会でやるかどうかというのは、それは自治体によって違うんですね。私の関わっている、例えば東京の町田だと、それをやれという話で今年からそれが始まっています。なので、評価も入れるということの是非というのは確かにあるはずなんですね。

ただ、その評価そのものはちょっと説明が不十分だと思うんですが、アンケートでそれを評価することだけではなくて、アンケートも参考にしながら、学校が自己評価したものをどうするかということに本来はなるはずなんですね、学校関係者評価自体はですね。なので、その学校関係者評価とコミュニティスクール、学校運営協議会の評価を同一視してい

いのかという問題もあれば、でも、両方やるのはなかなか人もいないし大変だよねということで、それはもう一緒にやりましょうというふうにやっているところもあるので、それはそれぞれの自治体の判断に、今なっている状況です。ややこしいですが。

教育長職務代理者 いえ、すごく分かりやすかったです、逆に。今教えていただいたように、今までの感じだと、例えば地域の方から選ばなければならないというイメージだったんですけども、そうではなくて、中西委員がなさっているように、他市とか遠隔地の方でも務めていただいて、きちんとした見識をいただくというような形での評価というものを求めて、これは設定されているというふうに考えていいんですか。

中西委員 だから、学校運営協議会そのものが、この6番のその他、教育委員会が適当と認める者というのがありますけれども、いわゆる学識者とか言われるような人が入っている場合、あるいは会長になっている場合というのは珍しくはないです。ただ、全市的にやろうとすると、それだけの人がいるのかという話にはなると思います。

教育長職務代理者 おっしゃるとおりで。

和座委員。

和座委員 私の場合、ちょっと初心者と思って聞いてください。こういうふうな学校そのものが地域の中に入り込んで、そして地域の人たちと一緒にやっていくというイメージだということなんですけれども、その際に、その地域の中に入って、学校自体も通常やはりいろいろな意味で学校のPTAとか、そういうふうなところで地域とは重なっていると思うんですけども、この運営協議会を設けたことによって、具体的に学校というものが地域の中でどんなふうな形で入り込んでいって、地域住民たちとの連携がどういうふうに取りれるのか、その部分の具体性というか、さっき世代交流会とか、教育支援とかいろいろとおっしゃっていましたが、そのあたりがまだ私のほうのイメージとしてちょっとつかめない部分があるんですけども、ちょっと教えていただけないでしょうか。

教育長職務代理者 そうですね。どなたかご説明をお願いいたします。

教育企画課長、お願いいたします。

教育企画課長 具体的というか、実際に今度導入を予定しております小金小学校なんですけれども、30年度から研究校としてちょっと研究していたところもありまして、それに基づいて、地元を含めた学校活動のほうで、例えばわくわく探検隊とか、そういうものを取り入れているところもございます。そういうところを拡大していきたいと考えております。

以上です。

教育企画課指導主事 教育企画課の指導主事の嘉村（0：46：25）と申します。ちょっと補足をさせていただきます。

具体的なところで、例えばという話で、来年度導入が予定されている小金小学校の場合ですと、先ほどわくわく探検隊という話がありましたが、地域の団体の方と学校が連携した形で、教育課程に位置づけた教育活動を実施しております。その中で、そのわくわく探検隊以外の取組も、ほかの団体さんと協働してやったりということで、これまで小金小学校とそれぞれの団体さんが1対1のやり取りをしていたところを、今回、その学校運営協議会を設置することによって、いわゆる1つのテーブルを学校として設置をして、学校にこれまで関わっていた団体さんの方々が、同じそのテーブルで協議をしながら教育活動をより充実させていく形の取組になります。

その協議会で、学校として取り組んできた教育活動において、どういう能力を子どもたちに育んでいきたいかですとか、共通の目標を持って協議をして、それぞれの連携した教育活動につなげていきます。そういった意味で協議会として集まる場を設定するというので、これまでと違った小金小学校の新しい取組に進んでいくというような形になっております。イメージのほうはいかがでしょうか。

和座委員 そうですね。それはいわゆる職能団体というか、例えば子どもさんが僕のクリニックに来て、お医者さんはどんなことをやっているのか、看護師さんはどんなことをやっているのか実体験するというのがあって、それもまた一つの地域のいろんな中での子どもたちを育てていく取組の一つじゃないかなと我々は思っているんですけども、そういうふうなことも含めて、やっぱり一緒に地域の人たちがみんなになって、子どもたちを育てていくんだよなということであれば、例えばそういうようなテーブルの中に僕たちも入って一緒に話していくという、そんな感じかなとちょっと今思っていました。

（「はい、そうですね」の声あり）

和座委員 ありがとうございます。

教育長 今日、この議論をしていただいている学校運営委員会は、松戸市内ならどこの学校でもやれるというものではないわけです。なので、来年度、小金小学校で始めますと。これまで小金北中学校で松戸版と銘打ってしていたものは、やはり、今、和座委員がおっしゃられたように学校と地域の関係がある意味厳しく、ある意味軟らかに、要するに連携が上手に取られている地域で、いろんな活動も積極的に行われていたのですが、文科省の提唱する運営協議会のレベルまではという部分があったので、松戸版というふうに銘打ってしていたわけで

す。

それで、小金小学校も同じように、すごく連携が取れているんですけども、ここに来てやっと国の提唱するレベルで地域との関係がもうできるなど、そういうふうにでき上がってきたので、来年度から、じゃ、やってみようかということです。今、皆さんの議論にあった評価とかの部分も、ある意味、松戸市としては初めてのことなので、そういう厳しさも兼ねながら十分それはやれるだろうなというふうな判断です。多少トライアルな部分もありますけれども、多分、物すごく潤滑に今は地域の関係が回っていますので、歴史もありますし、そういう意味ではこの設置をしても十分にいろんなものがまた回り出すかなというふうに思っています。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 補足で。全国的には1万校をもう超えているんですね、コミュニティスクールは。なので、かなり広がっているんですけども、ただ、全市的に一斉にやるとなると、なかなか大変ですが、そういうところもあって、私のやっている東京都の町田市なんかも一斉にやるということになったんですけども、むしろ、まず1校でやってみるというほうがやりやすいのではないかとこのように思っています。

教育長職務代理者 そうすると、理解としては、今後全校に広めていきたいという方向性の中で、ひとまずは小金小からという理解でよろしいですか。

教育長 今、私が言ったように、そういう連携というか、地域と学校の上手な関係が、じゃ、65校全部あるかということ、なかなかそれぞれ特徴がありますから、その連携の持ち方に。ある意味、全方位的に学校運営協議会のようなものを始めると、いろんな部分でうまくいかない、やらなきゃいけないわけですけども、じゃ、全部がそうかということ、やっぱりそれぞれの特徴がありますから、今おっしゃられたような全校でというのは、最初からは目指そうとは思っていません。

教育長職務代理者 ハードルが高そうだなというイメージが。

教育長 ですから、要するにゴールとして、コミュニティスクールをつくれるような学校がいいのかということ、いや、私はそればかりじゃないと思うんです。やはりそれぞれの学校の特徴がありますから、その特徴を強めたほうが、その地域にとっては、その地域の学校の在り方としてはそっちのほうがいいかもしれない。どれが正解かというのは、必ずしも私はコミュニティスクールが正解とは思っていませんので、そういう説明でいいですか。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

意見として。やっぱりいろんな学校訪問をさせていただいて、松戸の中でも随分地域性が違うんだなということだけは、少し見えてきたなというつもりではいるんですが、今、教育長がおっしゃったように、都市郊外というのは人流も激しいというのものもあるんですけども、手を挙げて気持ちよく参加していただける人材がきちんと確保できるかどうかというのも、すごく温度差があるような想像もできます。また元々小金地区のような形で関わりが深いところと、全くそうではないところとの温度差がすごく気になってこの議案を拝見していたので、やはり検証から入ってというスタイルが正しいのかなというふうに、私も思いました。

ほかに何か。

山形委員。

山形委員 山形です。

山形も意見として、保護者として、先ほどPTAになる方も、本当に難しくなってきました。また、これが逆な意味で、地域の方が入っていただいてPTAの方とも連携して、包括的な学校を支えるシステムとして動き始めたら、いろいろな形で、文科省も走り始めてたくさんできてはいるけれども、やっぱり松戸という50万人都市で働く親御さんが多い中で、本当に同じように、小金のように地域と円滑にしているところもあれば、そういうことができないところもあったりする中で、PTAの在り方に関してとか、そういうことに関して、運営協議会というような形で誰かがサポートしてくれる地域の先輩方がいて、それこそ、特に中学校なんかは3年間でPTAが入れ替わるので、何も知らない方が入って困るというようなこともあったりしますし、逆に小学校に関して、人数が減っている学校に関してはすごく手が必要にないという部分とあったりする中で、うまい形で、いろんな意味での松戸版も考えつつ、この小金の先行事例としてしっかりと運営しているのも、私たち、委員もどんなことが現場でされているかも分からないので、もし機会があれば、そのような会議の議事録を見せていただいたりとか、どのようなことをやっているかとかというのも触れさせていただけたらなと思ってお話聞いておりました。意見です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 よろしいですか。

それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第40号を採決いたします。

議案第40号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第40号を原案どおり決定いたしました。

ここで、換気のための休憩を5分間取りたいと思います。

10時ちょうどぐらいからのスタートで出席を取らせていただきます。

(休憩)

(再開)

◎議案第41号

教育長職務代理者 議案第41号「令和4年度教育委員会組織定数及び令和4年4月1日付教育委員会職員(市費負担職員)に係る人事異動基本方針の制定について」を議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 教育企画課です。よろしく申し上げます。

議案第41号「令和4年度教育委員会組織定数及び令和4年4月1日付教育委員会職員(市費負担職員)に係る人事異動基本方針の制定について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和4年度教育委員会の組織定数及び令和4年4月1日付教育委員会職員(市費負担職員)に係る人事異動を実施するに当たり、松戸市教育委員会の基本方針を定めるものでございます。

18ページをお開きください。

組織定数につきましては、令和4年度は、大規模な組織改編を行うことで事務事業の効果的、効率的な執行に資するとともに、引き続き定員の定数化を図り、質の高い市民サービスの提供と健全な財政運営の両立を目指したいと考えております。

続きまして、人事異動についてでございます。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症対策のような継続した緊急的な課題及び様々な行政ニーズに的確に対応するため、幅広い視野と専門性を併せ持った多様な人材を育成いたします。

また、組織としての力を最大限発揮できるよう職員のモチベーションを向上させ、生き生

きと働くことができる組織を目指し、人事異動を行ってまいります。

まず、1番目、2番目ですが、課題解決や目標達成に積極的に取り組める柔軟な組織を目指し、各所属で経験と知識を培った人材を幅広く活用するためにも、原則として5年以上在籍する職員は異動の対象といたします。ただし、5年に満たない職員であっても、特別な事由があり、自己申告で配置換えを希望する場合には考慮をいたします。

3つ目でございますが、市長部局等との人材交流を図ることにより、職員一人一人の個性を尊重し、モチベーションの維持ができる適材適所の人事配置及び改革意欲のある職員の人材配置を目指します。

4番目から7番目でございますが、行政サービスの継続性を堅持できる人材を育成し、組織の活性化を図るため、採用10年程度で3部門、管理部門、事業部門、出先機関の3つの部門を経験させ、中堅以上の職員については、知識、経験、適性を踏まえ、専門性の向上を図ります。女性職員の登用につきましては、積極的に図ってまいります。また、子育てや介護を行う職員につきましては、安心して業務に従事し、能力発揮できるように、組織運営の安定を配慮した人事異動を行います。

8番目は会計年度任用職員制度でございますが、引き続き当該職員の適正な配置を行います。

次に、昇任・昇格でございますが、目標管理を踏まえた実績主義によるものとし、過去数年間の人事評価及び勤務評定が優秀な職員を対象といたします。また、市民サービス向上の視点から、常に問題意識を持ち、たとえ困難な課題等に直面してもチャレンジ精神や創意工夫を発揮しながら、組織目標や自らの使命の達成に向けて積極果敢に取り組む人材を登用してまいります。特に、管理職への登用は総合的な能力評価をしてまいります。さらに、審議監、専門監、補佐クラスの管理職は、所属の規模等に応じて適正に配置してまいります。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第41号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 中西です。

この頂いている資料の19ページの人事異動基本方針だと4なんですけれども、採用10年程度で3部門、管理、事業、出先の経験をさせというのは、これはどういうセクションを主に言うのか、ちょっとイメージがすぐ湧かないので具体的にご説明いただけないかというのと、

女性職員の登用を積極的に図るといえるのは、これは現状としてどれぐらいになっていて、これは目標を設けるといえるのは簡単なことではないと思うんですけども、その辺のこともどうお考えになっているのか、その2点をお伺いします。

教育長職務代理者 2点の質問。

教育企画課長。

教育企画課長 まず、1点目の10年程度で3部門というところなんですけれども、その具体的、例えば管理につきましては、財政部門とか財務部門とか、内側であまり市民に携わらないで、内側で例えば事務を執り行う部署ですね。それと、あと事業課、事業につきましては事業課ですね。積極的に外に出ていく、人と携わる、どっちかというところですね。市民サービス、一番分かりやすいのは、例えば市民課とかになります。それで、あとは出先につきましては、この名前のおおりの、例えば支所とか、あと出先の病院とかも含めまして、図書館とか、そういうところもありますので、そういうところを指しています。

あと、女性職員の登用につきましては、昨年度につきましては教育委員会については15名の管理職で27.8%で、今回につきましては17名で34%になっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 20ページの昇任・昇格ですが、職員にとっては非常に興味があるところだと思うんですけども、そのうちの(1)については、実績主義ということで、管理シートにしる、昇格推薦書にしる、いろいろ評価というか、そういうものが非常に客観的に分かって、その対象者となる側から見ても、何となく受け入れられやすい基準だと思います。しかし、(2)については何か抽象的で、客観性がなくて、見る人によって全然違う評価ができるものだと思うんですけども、そういう(2)の基準をここで、あえて挙げられている理由というか、基本的には(2)の部分も、こういったことも含めて(1)の客観的な評価の中でされていくんだろうと思うんですけども、その客観的な評価を超えて、(2)のこういうチャレンジ精神だとか、非常に精神的な言葉ですよ。そういったものがあえて挙げられている理由というのは何かあるんでしょうか。

教育長職務代理者 教育企画課長。

教育企画課長 あえてというと、ちょっと特別な理由というのはそんなに強い理由はないんですけども、例えば目標管理シートとは別に、各所属の中で所属長と年2回程度の面談の中

で、そのようなことは個人で職員とヒアリングのほうを行って、世間話から始まって、業務に関することまで、所属長とのヒアリングの中でお話は聞いておりますので、それを総合的にという形となります。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 ただ、もちろんそういう個別な話合いを通して、その人の評価とか、その人がチャレンジ精神があって、いろいろ新しいことにも挑戦してやっているなどというようなことが分かる、あるいは相手からそういうことを聞くということは大事なことなので必要だと思います。しかしそういったことは（１）の上司の評価に全部入ってくるんじゃないかと思うんですが、そういったものとはまた別に、あえて（２）にあるようなことを昇任や昇格の理由にするというのが何か、それと、誰がどうやって見るのかがちょっと分かりにくいので、やっぱりこの（２）を入れなきゃいけないというのが、依然として何かちょっとよく分からないんですけれども。

教育長職務代理者 生涯学習部長。

生涯学習部長 少し、具体的なお話をいたします。

過去の私的な事例で、私が評価されているかどうかは別にして、新しいことを結構やってきました。例えばですけれども、教育委員会に平成26年からいたときには、小中学校のエアコン設置を、松戸市で初めてPFI事業を導入し全校一斉にやったという、かなり新しくチャレンジ的なことをやりました。あとは、その後、私は病院事業に異動したわけなんですけれども、政治的な背景の難題を抱えて、新病院建設はなかなかうまく進まない中でも、なんとか病院は完成できました。それらに私は携わっていたわけなんですけれども、そういう無理難題が多いような仕事をあえて一生懸命やる人間も、市役所の中にはいっぱいいるということで、それらの評価などに、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

伊藤委員 非常に個人的なご経験も含めてご説明いただきありがとうございました。基本的にはそういったことを含めて全て（１）の人事評価とか勤務評定に本来なら入ってくるので、そこで評価されているのかなというふうに思っていたんですが、やっぱり仕組みの問題か何かで、なかなか人事評価等には入ってこないけれども、第三者、あるいは上司等から見れば、あいつは何かそういうチャレンジ精神があってよくやっているなど、そういうのもやっぱり救わなきゃいけないとか、そういうような発想かなというふうに、今のお話を聞いて半分ぐ

らい納得できましたので結構です。ありがとうございました。

教育長 今の伊藤委員さんのご意見を違う見方をすると、目標管理シートでは、そこまで捉え切れないということですよ。ということは、目標管理シートに改善すべき余地があるということだと思います。ありがとうございました。

教育長職務代理人 山形委員。

山形委員 今そここのところをご質問したくて、20ページの目標管理シートに関しまして、どのようなものかというのと、定期的にアップデートされているのかというところが少し気になりました。民間企業ではかなりこの部分がシビアなのです。先ほどの事例のような形なのはポートフォリオというような形での評価みたいなものも出てくると思うので、これに関しても、市全体で統一のものがあるのか、もしくは教育委員会独自のものなのかというところが気になりました。

もう一点、(3)の管理職の登用に関してなんですけれども、民間企業は一般的に課長職、部長職になるときに、一定の外部機関の管理職になる試験みたいなものが多く取り入れられているんですけれども、松戸市はそういうような試験、昇格試験みたいなものがあるかどうか知らなかったので伺いたいです。

教育長職務代理人 教育企画課長。

教育企画課長 目標管理シートにつきましては、本人が半年ベース、上半期と下半期に分かれていまして、半年の目標をそれぞれ設定していただき、その立てた目標達成の意識づけをしていただきます。あと最後、自分で目標を立てて、あとは、その後、所属長のほうにまた評価のほうをしていただく。自分が達成度を定めた上で評価のほうもしてもらいます。

それと、あと昇任試験の関係なんですけれども、こちらのほうは、今、松戸市のほうでは行っていません。

補足としまして、シートについては全市的に行っているもの、独自ではございません。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理人 生涯学習部長。

生涯学習部長 目標管理シートについて補足させていただきます。

これは、今、教育企画課長が答えたとおり全庁的に共通様式になっています。

それで、目標の定め方については、人事当局からきちんとルールが示されており、極めて具体的な数字を使ってくださいということです。それで、例えばですけれども、危機管理課

の職員であるとするならば災害ゼロといったように、1年間通して災害は一切ないことにするであるとか、極めて具体的な目標を立てなさいということになっています。なので、部課から上がってきた目標管理シートは、目標を設定するときに所属長は、面談します。それから、目標達成時にももう一回面談をします。つまり、設定したときに具体的な数値がなければ、これはもうちょっと具体的な数値を入れなきゃ駄目ですねという面談があります。それで数値を直したりします。それで、目標があやふやな書き方で、単に私はちゃんとやりましたみたいな書き方があったとしたら、何をどうして、どうやってちゃんとやったのか、具体的な数値は何なんですかというやり取りを結構厳格に皆さんやっているということでご理解いただきたいと思います。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにご意見、ご質問等ございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第41号を採決いたします。

議案第41号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

毎年あることですので、今いろんなご意見いただいたので、また来年、楽しみに拝見したいと思います。

説明者が入れ替わりますので、準備が整うまで少しお待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第42号

教育長職務代理者 続いて、議案第42号「松戸市教育委員会令和4年度主要施策について」を議題といたします。

それでは、説明お願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 教育企画です。よろしく申し上げます。

議案第42号「松戸市教育委員会令和4年度主要施策について」ご説明いたします。

本件の提案理由につきましては、松戸市教育委員会が令和4年度に行う主要な施策を松戸市教育委員会令和4年度主要施策として定めるためでございます。

議案資料23ページをお開きください。

見開きの構成となっております、左側のページには「学びの松戸モデル」に定める施策と施策ごとの方向性が記載されております。また、右ページには、想定される関連部署と、令和4年度に実施する各所属の主要施策を掲載しております。

この主要施策をご審議いただく上で、資料といたしまして、松戸市教育委員会令和4年度主要施策の概要をお手元に配付させていただきました。主要施策の概要につきましても、主要施策と同様に「学びの松戸モデル」に掲げる基本施策、そして施策の順に記載しております。各施策の概要としましては、主な対象、目指す成果、目標、授業内容、「学びの松戸モデル」の施策実現にどのようにつながるかという項目ごとに説明を加えておりますので、こちらを参考にご審議いただければと思います。

また、個別の施策に関する質問につきましては各所属よりお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 領域が非常に多岐にわたりますので、この施策に関しては何度か審議を重ねていろんなご質問を各委員からいただいていることもございますので、各委員ごとにまとめてご質問、ご意見を何う形で進めてまいりたいと思います。

その中で、先ほど教育長にお諮りいただいた秘密会に属します議案第43号の令和4年度の予算と重複するような内容の場合もございますので、委員の方のご判断で、どちらでご質疑いただいたほうが的確なのかということ想像して、その後判断はお任せいたしますので、ぜひ質疑いただければと思います。

それでは、伊藤委員からお願いしてもよろしいでしょうか。

伊藤委員 ちょっとその前に1点お聞きしたいんですけども、今日配っていただいた主要施策の概要と、前回ちょっと見せていただいた主要施策の概要の両面刷りになっていると、内容は違うんでしょうか。やっぱり訂正とか何かが入っていると考えていいんでしょうか。

教育長職務代理者 訂正箇所等ありましたら、今の段階でご説明いただければありがたいです。
教育企画課長。

教育企画課長 内容のほうはまるっきり違うということではないんですけども、書き方とかを少し変えている部分がございます、以前渡したものの。

伊藤委員 内容的に変更はないと。

教育企画課長 ないです、はい。

伊藤委員 そうですか、分かりました。ありがとうございます。

それじゃ、ちょっと内容について、1点だけにします。

50ページの……。

教育長職務代理者 どちらの50ページですか。

伊藤委員 ごめんなさい、間違えました。主要施策のほうですので、28ページです。28ページに、まつど日本語指導システムの改革（「にほんごルーム」の創設）というのがあります。今回「にほんごルーム」を来年度から初めて設けられるということで、取りあえず試行的に、3校に設けられるというふうに聞きますが、新しい試みだと思imasので、そういう日本語の分からない外国籍の子どもたちに集中的に日本語を勉強させるということで、非常にいい取組だと思います。

それで、実際には、3校だけですので、そこへ通ってこななければいけない子もいると思いますので、実施面については難しい面があるかと思うんですけれども、できればうまく進んでいくことを私としては願っております。

ただ、その場合、生活言語を中心に勉強させるというようなお話があったんですが、もちろん生活言語は当然必要ですけれども、せっかく集中的にやるんですので、できれば学習言語というか、本当に勉強するのに必要ないろんな言語も集中的に教えるというような形でぜひともやっていただければというふうには思っております。お願いというか意見です。

以上です。

教育長職務代理者 では、中西委員、お願いいたします。

中西委員 進め方で、そもそもちょっとよく分かっていないんですが、元々質問を出して回答されているもの……。

教育長職務代理者 その中でなくても、もちろん。上げていただいたものに関しては、特段、ここの議題に係っているわけではないご回答をいただいているものですので、ぜひこの場で。

中西委員 伺いたいのは、主要施策の概要の中の14ページで、グローバル社会に対応できる教育プログラムの開発と推進（言語活用科の推進2022）とある部分ですけれども、このご質問で、そもそもエッセイとはどういうものかというふうにお聞きしたのですが、そもそもこれはエッセイというのはどういうふうに捉えて書いていらっしゃるのでしょうか。

教育長職務代理者 今のご質問は、グローバルな社会に対応できる教育プログラムの開発と推進（言語活用科の推進2022）のところからの具体的なお話だったと思うんですけれども、そ

うしますと、指導課お願いいたします。

指導課長 指導課です。ご質問ありがとうございます。

こちらにつきましては、言語活用科日本語分野の中で、自分の考えを形成して表現する力を育成していきたいと考えていますので、来年度はワークブック及び補助教材の中に、このエッセイというものを書く力を鍛えようという単元に入れていこうと思っております。

エッセイの定義ということですが、一般的には「随筆」というふうに言われますが、我々が考えているのは、この言語活用科の中で学習するエッセイについては、テーマをある程度こちらが設け、それに対する児童生徒の意見や主張を書く練習を積み重ねさせていきたいと思っております。また、ここには、より分かりやすく伝わるような表現の文型であるとか、自分が考えをまとめるのに役立つ文型なども用意しています。「こういうものを活用してあなたの意見を書くと、より伝わりますよ。自分の言いたいことが整理できますよ」というツールを用意しております。

結論的に言うと、我々の思っているエッセイの定義は、「テーマに対する意見や主張」であり、これを練習を積み重ねてスキルを積み上げていきたいということをして来年度始めようと思っております。

以上です。

中西委員 これをいつ、どの学年段階から。継続的にやるんですか、これは。

教育長職務代理者 続けて指導課からお願いいたします。

指導課長 小学校1年生から中学校3年生まで系統的に学んでいくように考えています。

中西委員 今までは、こういうことは特に重点的にやっていなかったということですか。

教育長職務代理者 指導課、続けてどうぞ。

指導課長 今までもやっておりましたが、どちらかというところ「書く」よりは「述べる」というところに重点が置かれていましたので、今回は書く力を鍛えようということで特化したカリキュラムを用意しております。

中西委員 そうすると、どれぐらいの時間を使うというのは、学年ごとで大体想定されているということですか。

指導課長 はい。元々の基本的な言語活用科の日本語分野の時間が各学年、3時間から5時間となっております。それに加えて、補助教材として57個のテーマと34の文型を用意しておりますので、これを掛け合わせて、子どもたちがスムーズに自分の意見を書いていけるように考えております。

中西委員 なるほど。とにかく書く力ってすごく大事だというふうに思っておりまして、今、大学生を相手にしていても思いますので、小学校1年生から積み重ねていけばとてもいいことだと思います。

指導課長 ありがとうございます。「書く力」は松戸の課題でもありますので、力を入れていきたいと思います。

教育長職務代理者 ほかの質問も続けてどうぞ。

中西委員 もう一点は、同じページでしょうか、15ページ、また指導課さんになりますけれども、総合的な学習の時間での学びを切り口とした「主体的・対話的で深い学び」の実現という、概要の15ページなんですけど、情報活用能力という言葉は、ちょっと待ってください、こっちにはないのか。タイトルのところにあるんですね。15ページの上のほうに、I-4-1の情報活用等の能力を育みますということがありますが、その情報活用能力というのはどういうふうにお思いなのかというところが、改めて伺いたいと思います。

教育長職務代理者 これは、主要施策の概要のほうに書かれているところに対してのご質問になっております。

どうぞ、指導課、お願いいたします。

指導課長 ありがとうございます。

こちらには抜粋のように書かれているのですが、元々の「学びの松戸モデル」の中には、このI-4の中に、ICTを効果的に活用した学びの推進というものも入っているので、その文言がついていると思われま。

教育長 情報活用能力をどういうふうに考えていますかということですよ。

指導課長 こちらは、ICTを効果的に活用していったり、あまたある情報を自分の中に取り入れ取捨選択し、うまく活用し、自分の学び、主張に変えていくというところがございます。

中西委員 その点の、その後半のほうですね。ICTの効果的な活用、特にICT機器の効果的な活用というところに重点がすぐ置かれてしまうので、それ以外の部分の情報の取捨選択云々の部分が大事だということを言いたかったのも、そういう意識づけがされているのかなということがちょっと気になっておりまして、それで質問をさせていただきました。その点はいかがでしょうか。

教育長職務代理者 指導課さん、お願いします。

活用方法ではなくて、考え方というか。

指導課長 もちろんネットから得る情報だけではなく、友達や書物から得る情報も自分で必要

なものを取捨選択し、自分の考えに入れていくという意味もございます。また一方で、モラル教育もしっかりとやっていかなければいけないと思っておりますので、そちらの意味も含まれています。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見もしおありでしたら、この機会ですから。

中西委員 だから、すぐモラル教育という話になっていったりするんですけども、そういうものじゃない、私、研修もさせていただいたので、指導課長もお分かりだと思うんですけども、本当に情報活用能力の大事な部分というのはICT機器でも、ある意味ではモラル教育だけではもちろんないというところをご理解の上で、その施策を進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 ありがとうございます。

またそのようなアドバイスも含めて課内で共有し、来年の施策に生かしていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

教育長職務代理者 続きまして、和座委員、お願いします。

和座委員 じゃ、私のほうから。

まず、P29ページですが、29ページの児童生徒の健全育成を支える適切な制度指導の推進というところで、ここには大体いじめとか不登校とか、そういったことを中心に書かれておりますので、私のほうとして、その点をちょっと質問させていただきました。

特にいじめに関しては、その背景には体罰ということが非常に大きな問題としてあるという指摘をさせていただきました。その体罰に関しての様々な、そのプログラムに関してどのように考えているのか、特に親とか関係者、教育関係者に対してのプログラムです。児童生徒に対してのSOSとか、あるいは保護者の不適切な対応を確認した場合にはというふうなことで、そういったいじめとかが発生した段階でのお話がここには書かれているんですね。あとWEBQUですか、こういったことも含めてですけども。私の質問としては、できるだけもっと根本的なところですね。つまり体罰というものに対しての、実際に令和2年4月からもう法的には改正されて、これはやってはいけないということになったということとか、あと、それに対する懲罰刑に関しても、今いろいろな形でかなり前向きに検討されていることとか、そういうふうなことも含めながら、しっかりとした形で、まず教育関係者やほかの

保護者の方たちに対しての啓発的なプログラムがどのように今後考えられていらっしゃるのかという点を質問しているのです。

あるいは、また、体罰啓発のグッズなんかもあるし、キャラクターを出しているような市町村もございます。東京都なんか結構いろいろな形でやっていらっしゃるみたいですし、そういうふうなことも含めて、もう少しその根本的なところですよ。体罰に対しての市民啓発というか、その部分についての僕は質問だったんですけども、その点を答えていただければと思います。

教育長職務代理人 指導課長。

指導課長 ありがとうございます。

親や学校関係者に対してというご質問でしたけれども、親に対しては、保護者会等の中で、その話題に触れることもあります。委員のおっしゃっているプログラムというものは現段階ではありません。今後、学校教育の中で我々も勉強して、それらのものが本当に必要であれば取り入れていきたいし、考えていきたいと思っております。

一方、学校関係者に対しましては、主に生徒指導主任を集めた研修会等で体罰に対しては触れております。でも、まだ足りてはいません。これからも取り入れて、もっと強化していきたいとは思っています。ありがとうございました。

和座委員 ありがとうございます。

医師会で、たしかこの間、市長さんとお話のところで、医療センターの小橋先生がお話しなさったかもしれませんけれども、このノー・ヒット・ゾーンという考え方があって、ここに彼らがつくったホームページがありますから、のぞいてみてください。このノー・ヒット・ゾーンというところで、検索エンジンでやれば多分引っかかってきます。

例えばお母さんが子どもに対して、かなり強くに叱っているような状況があった場合、我々がどういうふうな形で、例えばそばにいるおじさん、おばさんでも、あるいは病院関係者でも、どれでもいいです。そういうふうな場面に接したときに、じゃ、どういうふうなことを逆にすればいいのかとかという具体的な、いろんな様々なプログラムがここに書かれておまして、そういったものを皆さんで共有し合うということで、非常に僕は有効じゃないかと思っているんですけども、そういったものもぜひ皆さんとともに一緒に勉強して行って、体罰のない社会をつくっていくということが僕は必要じゃないかなというふうに思っております。よろしいでしょうか、

教育長 この前の総合教育会議のときも同様のいろいろなご意見を伺いながら、松戸というか、

いろいろな自治体の教育委員会、あるいは教育委員会関連の、松戸で言うと子ども部とか、あるいは福祉関係部、いずれにしても、そういう保護者の体罰に関して、あるいはもっと広く市民の体罰に関しての考え方の啓発的な動きというのは、もう全然足りないなって、足りないというよりも、これまではそこをやろうという意識が多分なかったんだろうなというふう

に、あのとき改めて思いました。
やはりどうしても引いてしまうというか、正直。例えば学校で言うと、保護者に対してそういうふうなアピールをするというのは、何か自分たちの責任を転嫁するような意識も働いて、どうしてもそこは強く言えない部分なんですね。でも、やっぱり改めて、そういう啓発については強くというか、積極的にもっといろんなシステムをつくっていかなくちゃいけないんだなというふうに思いましたので、ほかの部との連携も含めて努力したいと思います。

和座委員 ありがとうございます。力強い意見をいただきまして、私、非常にうれしいです。

それから、あと、ちょっとよろしいですか。

教育長職務代理者 続けて、どうぞ。

和座委員 すみません、時間がちょっと足りないので、申し訳ないですけども、いいですか。

教育長職務代理者 大丈夫です。

和座委員 次に、私のほうは、同じような項目の中で、今度はいじめられる側、あるいはいじめめる側に、やっぱり発達障害とか精神的な疾患が隠されていることがあるので、そういうのを、これは逆に早めにピックアップしないといけないだろう。そのために、我々校医もそうですけれども、医療機関とかの連携もきちっとやらないといけないと思いますけれども、養護教員の先生たちや、担任の先生も含めて、そういったことについての十分な知識と啓蒙も、また同時に必要じゃないかということで質問させていただきました。

それについて、特別養護支援学校の話、MIMですか、そういったことで、やはり少しずつそういった意識が高まっているということで、私も非常にうれしいと思っておりますけれども、ぜひこういうふうなことについても、さらに一層皆さんとともに勉強と合っていくような環境をつくっていただければというふうに思っておりますので、意見として皆さんの頭の中にとめていただければと思います。

その中で、非常に重要な点は、子どもに人権があるということを実はあまり皆さんが十分に認識していないということを何回も、私、話しているんですけども、その人権ということについて、子どもの人権、これが十分に市民に浸透すれば、当然体罰なんていうのは起こってこないですね。ですから、そういうような人権も含めて、そういった根の部分、根本の

部分についての議論をできるだけ皆さんと一緒にやっていきたいなというふうに思っておりますので、その点もちよっと併せてお願いいたします。

それから、あと、これは教育委員会の皆さんにたちに対しての非常に感謝の念も込めてちよっとお話ししたいと思いますけれども、健やかな体を育む学校教育と学校健康教育を推進しますというふうなところで、私のほうから質問させていただきました。特にがん教育に関しては、今は文科省とか厚労省が、できるだけ外部の先生たちも、ドクターたちも含めて、健康教育に関してはがん教育を含めて一緒にやっていこうじゃないかという動きが出てきていますけれども、私たちの場合、まちっこプロジェクトというのをやっていただいて、この回答内容にも十分にその趣旨が伝わっているというふうに私は思いまして、ありがたいなと思いました。

皆さんと一緒に、子どもたちと一緒に勉強するだけじゃなくて、子どもたち自身の知識とか、そういったものをさらに家とか、そういったところに広げていって、地域社会全体で健康意識を高めていくと。先ほどのコミュニティーの中の学校という話題が出てきましたけれども、まさにそういった部分を僕たちは狙っております、そういうふうな意味で、これが今まで伊藤教育長のバックアップもありまして、これで長年、もう本当に広がってきました。これを感謝したいと思いますし、引き続きこういったことについて一緒にやっていければいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、最後の部分ですけれども、いわゆる子宮頸がんの話でございますけれども、この子宮頸がんに関しても、こういった依頼があれば健康推進課から接種勧奨文書の配布依頼ということで、小学校に配布の協力をしているということなので、これもぜひしていただければというふうに思います。そして、また、養護教員が配布する健康だよりも掲載して周知を図りたいと考えていらっしゃるということで、これもありがたいなと思いますので、ぜひやっていただければというふうに思います。

あと、できれば養護学校の教員の先生たちからも、日々の授業の中で、MR、日本脳炎、DTも含めて、しっかりと積極的勧奨が、今回の子宮頸がんもそれと同じ、同列になりましたので、こういった予防接種に関する啓発というのは、本当に学校の先生たちがやっていただくことによってより接種率が上がりますので、そういう意味でも、ぜひこれからも医師会と一緒にやっていただければありがたいなというふうに思っておりますので、それらもご意見として差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 ほかの部分については大丈夫ですか。

和座委員 はい、結構です、これで。

教育長職務代理者 今いただきました意見に対して何かご答弁あれば。特にはないですか。

保健体育課長。

保健体育課長 先ほどの体罰の件、一昨日に、市長と医師会との懇談会の中で、総合医療センターの小橋先生にご講演いただいて、資料も保健体育課に届いておりますので、教育委員会内でも共有させていただきたいと思います。

あと、2点目ですが、子宮頸がんワクチン接種の啓発の件も、養護教諭等に伝えていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

和座委員 どうもありがとうございます。

教育長職務代理者 引き続きまして、山形委員、お願いします。

山形委員 山形です。

まず最初に、毎年やっているこの主要施策についてのところが、事前に今回、会議の時間の関係、コロナもありますし、かなり長時間にわたるものを事前に質問を多数させていただいて、私も30項目ぐらい質問を事前に述べさせていただいたんですけども、ほかの委員さんもかなり多数の意見をしていて、それが今回この概要の中に反映されて形になって行っているんだなということが、今、概要を全体と見ながら思ったんですが、これに関して、大枠として、市民の方がこれを見られるシステムがあるかどうかの確認を1点しておきたいと思っています。これが大前提の質問で1点目です。

その後、幾つか質問をさせていただいたところで、回答をいただいていたところと、特にお伝えしたいところをピックアップしながらお話をさせていただこうと思います。

基本施策のI-2-2のところの学びの拠点の部分で、かなり松戸市は子育てに優しい街として多数、ゼロから3歳のお子さんの行く場所はあるんですけども、保護者の方の中には小学生とか低学年の居場所のところについて、場所が少ないというようなコメントも多数耳に入ってきますけれども、今回、樋野口のこども館のところ広がっていて、今回、概要のところにも少し詳しく書いてあるんですけども、今後またこういうものが広がっていくのかなというところを1点質問したいのと、その下のところにあります家庭教育の支援推進についても、これも同じく生涯学習課のところになりますけれども、未就園児へのアプローチというところで、多くの子がどこかに所属はしているんですけども、幼稚園じゃなくて保育園

等への取組のアプローチのところを、もしご提案ありましたら教えていただきたいです。

30ページで、主要施策Ⅱ－3－1の安心感をもって学べる環境の充実を図りますというところで、概要のほうだと28ページのところになります。すべての子どもたちの居場所づくりを目指した不登校支援体制の充実のところ、私も質問というか毎年のようにお伝えしていた「適応指導教室」という言葉を「教育支援センター」に変更しませんかというのを数年意見させていただいていたのが、これから変わっていくような動きがあるというところがあったので、その部分は質問というよりも、これは感想と意見になると思いますけれども、今後やはり学校に、多くの子が行きたくても行けないというところと、行けなくなったときの選択肢が本当に狭くて、選択肢がないから問題視されてというふうにすごく難しくなっていく中、松戸市は教育研究所さんがかなり一生懸命やってくださっていたのもあるんですけども、ここが名称が今後変わっていく中で、より行きやすい場所というところに変更していくのがとてもうれしく、期待を持っています。これは感想、意見になります。

次は質問で、Ⅱ－4－2で、市立の高校のところ、これも質問を事前にさせていただいて回答を得たんですけども、改革プランの推進を支えるICT環境整備のところ、概要のところ、タブレット40台が入るのが、これは一人一人という認知ではなかったなと思いつつながら、詳細だと33ページの概要に、Wi-Fi環境のタブレットが40台というのがある、質問の回答では、機器を所有していない生徒や機器を忘れた生徒への個別対応に備えて貸出し40台を確保するものとして書いてあるんですけども、現状、高校のほうではタブレットのようなものを個人で持ってきて使用しているのか、なので貸出しということなのか、この今現在の市立高校のICTの使い方というか、そういうもののところが今はどうしているのかというところは質問で残したいと思います。

最後に、全体的な意見、感想というところも含めて、先ほど和座委員もおっしゃったように、この主要施策の一番最後に、毎年、人権を尊重する市民意識というところが毎年出ていくところで、本当に体罰と人権と、あとは性の健康ですね、包括的性教育の部分でも、質問させていただきましたら、先日、埼玉大学の渡辺大輔先生をお呼びして勉強会をしてくださった等も返答をいただきましたので、ますますその部分が大きくなっていくかと思えます。また、私もノー・ヒット・ゾーンを含めて勉強を進めていきたいと思いました。

感想と質問が混ざってしまったんですけども、生涯学習推進課のところでの質問の返答をお願いいたします。

教育長職務代理者 生涯学習課長。

生涯学習推進課長 それでは、主要施策Ⅰ－２－２、それからⅠ－２－３についてご説明を申し上げます。

まず、学びの拠点の機能充実と樋野口のこども館の常設に関連して、こうしたものが今後広がるのかというご質問ですが、子どもの居場所には多様性がありますので、ここでは市や教育委員会での公的な取り組みの現状と今後について絞ってご説明させていただきます。はじめにこども部の取り組みも含めて現状の施設数を申し上げます。小学生が自由に利用できる市内の子どもの居場所が公設で7か所あります。内訳は、青少年会館とこども館事業を含む樋野口分館、常盤平児童福祉館、他のこども館が4か所あります。また、中高生の居場所として青少年プラザ5か所、加えて既設の常盤平児童福祉館、野菊野こども館、樋野口こども館においても中高生タイムを設けて受入れしております。

中高生の居場所について、どのような事業かということと中高生など思春期の子供たちが一人や友達と一緒に自由に過ごせる場所です。児童館とは異なりますが希望に応じて東松戸等でも小学生の受入れをしています。子どもの居場所は、本来異年齢を受け入れ切れ目なく利用できる施設が良いのですが、利用ニーズや時間帯も異なりますし広さに限りがありますので施設ごとに区分しています。

子どもの居場所とは原則として常設で、自由に利用できる部屋があり子どもを支えるスタッフがいるということが重要と考えてございます。樋野口の分館を例にとりますと、受付等のスタッフだけでなく子どもわかもの課との共同の事業によりまして、子どもへの支援スタッフが充実し、遊びの支援や見守りをかなり充実してきました。したがって、今後についても市内の施設で質的な充実を図ってまいりたいと考えています。樋野口でも2階も含めて予約なしに自由に利用できる部屋を拡大したいと考えてございます。

続きまして、家庭教育力の向上事業について幼稚園や保育所等へのアプローチはというご質問ですが、パートナー講座や就学前の家庭教育講座として幼稚園や保育園に職員が出向いて講座等を実施しております。今後も連携を充実をさせていきたいと考えております。また今後は先ほどの和座委員のお話のような内容も含めるなど、就学前の保護者に必要なニーズのある内容を常に幅広く取り入れて充実していきたいと考えております。社会教育と福祉をつなぐことを意識しながら就学前の児童、保護者に家庭教育力の向上を支えるような学びの場を提供していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 市立高校事務長。ICT機器の現状について、よろしくお願ひします。

市立松戸高校事務長 お願いいたします。

ご質問のICTを活用した教育の中で、生徒が今現在でも自前のタブレット等で活用する場面を使って何かやることあるかというご質問かと思いますが、今実際のところございます。例えば、実験等の学ぶ中で、動画を活用した授業の取組をしている部分はございます。

ただ、現在、市立松戸高校ではWi-Fiを整備されておられませんので、千葉県の教育委員会で現在設置されておりますWi-Fiを活用しているように整備し、ICTを活用した学習をより進めていくことで、学力向上に大きな期待が、効果が得られるのではないかと思いますので、その整備を進めていきながら、生徒のニーズに沿った形で学習の履歴の確認等、あと、または再度授業の動画を視聴して復習していただくような活用に役立てていけたらいいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理人 市民に対する公開という部分。

山形委員 最後に、この資料に関して市民の方が見るのが可能になるのかどうかと、あと今回の会議の議事録、議事録って基本的にお話ししたことが載るものだと思うんですけども、事前に質問して回答いただいたこの情報というのは、どのような形で開示されるのかについて教えていただきたいです。

教育長職務代理人 教育企画課長。

教育企画課長 まず、こちらの主要施策の概要についてなんですけれども、こちらのほうにつきましては、あくまでも、今現在は審議用の資料としてありますけれども、市民の方が見られるようにということですので、この委員さんのご意見を踏まえまして、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

それで、その内容の議事録という形になるんですけども、この会の議事録というのは当然のことながら公開のほうはできるんですけども、メールとかでのやり取りの議事録というのは今のところは考えてはおりません。

以上でございます。

教育長職務代理人 じゃ、私から3点ほど。

幼児教育と小学校教育の学びをつなぐという施策名称でいただいたんですけども、その中の、この間の総合教育会議のときにも言ったかと思うんですけども、小学校と幼稚園をつなぐというイメージの中で、この様な目指す成果、目標の書き方だと誤解を招きかねないなというところが気になったので、書き方についてもうちちょっと検討させていただきたいと思

いました。幼稚園教育というのはいろんな取組をしているところがたくさんございまして、何かこの書き方ですと、優れたところをクローズアップして小学校の学びにつなげていくようなイメージにも取られかねないというふうに感じたんですが、どちらかという、不安定要素みたいなものを払拭した形でのスムーズな小学校への移行というのが目標だと思うので、その辺が理解が間違わないような形を取っていただけたらいいのかなと思いました。これは意見です。

あとは、すべての子どもたちの居場所づくりを目指した不登校支援の充実というところがございまして、放課後の居場所づくりというのは、数的な目標等もたくさん立てていただいているんですけども、私の理解が判然としないだけなのかもしれないんですけども、不登校の子がそちらで出向いて学習支援活動であるとか、例えばそういうことに参加したときに、出席相当になっていくようなカリキュラムなのかという点が分からないところと、あと内容的なアプローチを含めたところで、その周知というものがどういうふうにならぬかという点について、不登校児に対してできるのかという点について全く描かれていないので、教えていただきたいです。あと、不登校児の登校する別の居場所が、またさらなる不登校になるということに対してのケアみたいなものに対して何かあれば教えていただきたいと思います。

続けてもう一点なんです、地域人材を活用した学校施設の管理の試行というところで、先ほども出た地域連携なんですけれども、シルバー人材の方も経済活動を目指しての参加をしたいという方と、社会貢献をしたいという方の2方向があると思うんですけども、いろんな地位連携がある中で、やはりこれから具体的に考えていかなければならないのであれば、そういう一般の方のスキルと、あるいは学校側からのニーズみたいなものがより有効的に合致できるようなことというのは、すごくいろいろ考えられるように思うので、よりよい地域連携みたいなものを非常に期待しています。これは私の意見なんですけれども、何かすごくいい形で試行されたらいいなというふうに思っております。

質問については1点なので、ご回答をお願いします。

これは教育研究所さんでしょうか、不登校の支援と充実についてです。

(「Ⅱ-3-1のところでしょうか」の声あり)

教育長職務代理者 はい。

教育研究所所長さん。

教育研究所長 ご質問ありがとうございました。

居場所ということになりますが、不登校、まず、教育研究所のほうでは、先ほどネーミン

グという部分でしたが、現状では適応指導教室がございます。適応指導教室のほうに通うことが厳しいという児童生徒につきましては、現在、ほっとステーション、古ヶ崎と常盤平のほうにございます。ここへのいわゆる登校、通ってきている子どもたちにつきましては、出席扱いという形で対応しております。

適応指導教室での学習のカリキュラムにつきましては用意して、カリキュラムのほうを整備しております。

以上でございます。

教育長職務代理者 それを不登校児に対してアプローチというのはどういう形でされているのかというところ。例えば教員からつなげて、不登校になっていらっしゃるお子様にお伝えしているのかとか、あるいは保護者をご相談にみえたときにお伝えするとか、何かそのあたりのコミュニケーションは。

教育研究所長 学校のほうを通して声をかけさせていただくこともございますし、保護者のほうにも、こういう場所があるということを情報提供をしてきております。また、今年度、こういうケースもございました。適応指導教室に通っている子どもが、友達なんだけれども、やはり学校に行けていないということで、子どもから子どもへの声かけがあって、適応指導教室のほうに通っているという、こういうこともございますので、今後もこういったつながりというのを大切にしていきたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

一巡いたしましたので、ほかにあったら。

中西委員。

中西委員 2点ありまして、1つは、先ほど山形委員からご質問があって、事前に質問を出してご回答いただいた分は公開の予定がないということなんですが、それで、主要施策の概要については公開が後々されるという理解でいいんですよね。なおかつ、ここでの議論は議事録で公開されるということになると、事前に聞いたことが全く記録に残らないわけですよね。そうすると、主要施策の概要を見た市民が仮にいたとしたら、我々と同じような疑問を持って、それについての答えがないということになると思うので、そう考えると、何らかの形で事前に質問したものと、その回答が分かるようにしてほしいなと思いますし、もしそれが無理なのであれば、Q&Aのようなことで、予算についての説明を文章化する中で、そういうQ&Aのようなものをホームページに設けるとか、そんなことができればいいと思うんで

すが、そっちのほうの手間がかかりそうな気がするので、それであればこれを出していただいたほうが、委員はこういうふうに質問をしているということも分かりますし、その概要の理解を深めることにもなるので、ちょっと検討いただきたいなと思います。

先ほど、私、質問のときに戸惑っていたのは、よく見ますと、今日頂いた主要施策の概要と前に頂いたものとページが変わっているんですね。なので、ページそのものが変わってしまっていて、この一覧表にさせていただいたものは、その前の資料のページで概要のページが書かれているので、ちょっとそれで混乱していたんですが、もしそういうことで、これをそのまま公開するのであれば、ここを修正しなきゃいけないという、もう一つ手間がありますが、ちょっとお考えいただきたいと思います。

もう一点は、市立松戸高校のICTの環境の話なんですけれども、これは今後、高校も1人1台の環境をとということが国のほうで話が出ていると思います。それを行政の側が負担するのか、あるいは、いわゆるBYODというんですか、自分のものを持ってくるという形でやるのかというのは選択はあると思うんですけれども、その方向性というのは、市立高校の場合は決まっているんでしたでしょうか。

教育長 では、その2点目だけ。

高等学校は小学校や中学校と全然環境が違って、十数年前、iPadが出た頃から、タブレットを教科によっては使っていました。その後、スマホが流通し始めて、それでスマホも授業で使うようになっていきます。ですから、教科や、あるいは教員によっていろんなシステムをもう使っていますので、必ずしも、国を別に批判するわけじゃないですけれども、国の言うように1人1台タブレットがどうなるのかなというのは、私は懐疑的です。市立松戸高校では、そういう現在の特性を生かした上で進めたいというふうに、校長が判断していますので、今回のような施策になっています。Wi-Fi環境をきちっとすることによって教育的な効果を高めたいと、そういうことです。

中西委員 分かりました。

教育長職務代理者 あと、公開の仕方についてのご質問にお答えいただけますか。

教育企画課長。

教育企画課長 先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですけれども、あくまでも、ちょっとこの主要施策の概要というのは、今回この場の審議するためのものという位置づけがあるものですか、その前段でのという中西委員からのお話ではあったんですけれども、そちらのほうもちょっと、全然考えないわけではないんですけれども、少しちょっとうちのほうも

工夫していくことは考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長職務代理者 ちょっとこの辺は、今後にまたご返答いただく形をもって、どういう形が望ましいのか等々もご意見いただいております。

和座委員。

和座委員 ちょっと今の話につながっているんですけども、すみません、蒸し返しになっちゃって。

私、今日ここで話したときは、結構この質問の内容と回答内容を頭の中に入れてながらここではお話ししました。その記録がちゃんと公表されるとすれば、それを読んだ方がやっぱり理解しやすいためには、僕たちの中で当然頭の中でこれを見ながらやっているわけですから、これがやはり公開されれば、より一層理解が深まるというふうに思いますので、中西委員と全く僕は同意見です。ですから、ぜひいい形で、これを何らかの形で出していただければというふうに思います。特に、回答内容に関して嫌だという委員は多分いらっしやらないと思います。そのまま出していただければいいのではないかなというのが私の意見です。

それから、あともう一つは、先ほど武田委員がおっしゃったことで、非常に僕も思っていることですが、要するに、その地域の中での学校の在り方というときに、やはりスキルを持った様々な社会の人たちが、社会貢献したいというふうに考えている。そういう人たちを巻き込んでいくというのは、僕はすごくいい視点だと思うんです。というのは、例えば私の診療所で65歳以上の方で、結構定年が終わってから何となく自分の居場所がなくて、奥さんからも何となく冷たくされている方がいらっしやるんですね。ところが、彼は、非常に霞が関で頑張っていた人なんです。それから、あるときには企業戦士で頑張っていた人もいます。それで、比較的この松戸というまちはベッドタウンで、東京にアクセスがすごくいいので、そういうふうな現役のときにしっかりと企業で、あるいは官庁で働いていた人たちも含めて、様々な人材の僕は宝庫だと思います。そういう人たちが、そのかつてのスキルを社会の中で還元したいと思っているんですよね。僕、そんな話をちょっとちらっと患者さんにしたら、ぜひそれは言ってくださいと言われました。僕がこういうふうな教育委員をやっているというのは知らないと思いますが、ぜひ先生のほうから、何かそういうふうなところがあったら言ってくださいって一昨日言われたので、ここでちょっと言わせていただきたいと思います。

だから、そういうふうな人たちのことも含めて、今、武田委員がおっしゃったことはすごく重要だと思います。そういう人たちの生きがいにもつながる、しかも地域社会貢献にもな

る。そして、また学校も地域の中につながる。もう全部いいじゃないですか。だから、そういう意味で、ぜひそこら辺のところの検討をお願いできればなと僕も思います。

以上です。

教育長職務代理人 どうぞ。

生涯学習推進課長 先ほどの武田委員のご意見と、今の和座委員のご意見を含めまして、対応できる今後の事業について補足させていただきます。32ページに記載している生涯学習人材バンクはシニアの方々をはじめとして社会貢献をしたいという地域の方々と学校や社会教育施設をつなぐものです。ボランティアについては現在でもさまざま取り組んでいますが、マッチングが非常に課題だというふうに考えてございまして、一つには、どのようなニーズがあるかということがきちんと市民の方々に伝わっていない。伝える手段や時期内容なども整っていないということもあります。

また、市民側のほうの人材登録の仕組みの整備が必要です。社会教育団体や個人の方々が登録をしていただきボランティアにあたっての基本的な研修も行いまして学校や市の事業についての、基本的な理解を共有したうえで人材バンクとしてマッチングをしていきたいと考えています。現在、学校教育部等も含めまして準備を進めておりますので、今後具体的にご報告させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

和座委員 ありがとうございます。

私たち医師会の中で、やっぱりお年寄りの方たちに対する様々な取組、介護を含めて様々な取組をやっているんですけども、そういった中で、やっぱり元気な、まだ後期高齢者じゃない方たち、そういう人たちの能力をできるだけ社会の中で生かしていくということは、やっぱり非常に重要なことだし、そういった意味でもぜひお願いできればというふうに思います。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

いろんな意見が今出ましたので、それを、この質問表の扱いですね、それも含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で、議案第42号については質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決をいたします。

議案第42号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理人 ご異議がないものと認め、議案第42号は原案どおり決定いたしました。

◎報告等

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更して、秘密会の前に報告等、その他に移ります。

それでは、新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状についてです。

生涯学習部長、お願いいたします。

生涯学習部長 時間もかなり押してまいりましたので、すみません、コンパクトにやらせていただきたいというふうに存じます。

A3縦書きの資料、裏表のものになっております。私からは、社会教育施設の感染対策に伴う対応などについて、本日時点でご報告をいたします。

初めに、左上に大会、イベント、講座等の実施状況についてということが書いたほうを見てください。すみません、2ページからになります。

こちらは、赤く記載した部分が前回から変更があった部分なのですが、基本的には感染拡大のさなかではございますけれども、感染対策に注意してやっております。中には、下から3段目の図書館等のお話会、これは残念ながら2月は中止になっております。

続きまして、裏面の施設の運営状況でございます。こちらにつきましては、時間等に関する制限などは、やっておりますんで、通常どおり運営しているというような実態でございます。感染拡大の折、今後、急遽の規制強化などということも予想されますけれども、現段階では通常どおりやっているということでご理解いただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学校教育部長。

学校教育部長 それでは、学校教育部です。よろしく申し上げます。

資料を1枚出させていただきました。こちらにも簡単に説明させていただきます。

1月の報告からというところで、学校からの報告数は、1月は1,107件、陽性者数につきましては12月はゼロ件でしたけれども、1月につきましては児童188件、生徒112件、職員25件、同居人333件、合計658件でございました。

学級閉鎖等になりますが、12月はゼロ件でしたけれども、1月につきましてはこちらの記載のとおり増えております。休校が2件ということで、中学校1件と高校1件、学年閉鎖は

16件で、内訳としましては、小学校が13件、中学校が3件でございました。学級閉鎖等につきましては148件、小学校が101件、中学校が47件、部活動の閉鎖につきましては10件ということです。体育館施設等はゼロ件になっております。

1月第3週目から、オミクロン株による新型コロナウイルスによる感染拡大が全国的に急拡大をしました。それに伴いまして、市内の感染者も急増しておる状況があり、1月21日からまん延防止等重点措置適用を受けての教育活動につきましては、今までどおり市のガイドラインにのっとり予防対策を徹底し、教育活動を継続させております。

今回は、ウイルスを校内に入れない水際対策を特に力を入れており、児童生徒、教職員も、この意識の下で健康観察の徹底や基本的な感染防止対策の徹底を図っております。学習活動につきましては、換気の徹底、身体的距離の確保に十分配慮することや、対面授業とタブレットの学習を併用して進めております。また部活動につきましては、前回のまん延防止等重点措置のときよりも厳しい対応にしており、土日祝日の部活動なし、平日はそれぞれの学校での部活動ガイドラインにのっとり活動とする、他校との交流はなし、校内のみでの活動としております。しかしながら、子どもへの感染も増えている状況がありますので、緊張感を持って進めなければならないというふうに考えております。

さらに、依然として家庭内感染が多い状況がありますので、教育委員会から保護者宛て文書を発出しまして、感染防止についての家庭への啓発を強化するような文書を発出させていただきました。

続きまして、学習支援を要する児童生徒数について報告させていただきます。

小学校は11名、中学校は3名でした。1月から小学校6年生と中学校3年生の入試が始まっておりますので、保護者と生徒自身の考えの下で、体調管理を優先にさせるために入試前、少しぽつぽつと休んでいる子どもたちはおりましたが、学習支援が必要とされる子どもにつきましては、先ほど言った数になっております。

学習支援の方法につきましては、小中学校ともに今までと同様に各家庭への電話連絡を始め、定期的な家庭訪問やポスティングによる学習課題の配布、回収、添削等に加えて、時間差登校、また放課後等での短時間での登校、あとTeamsを使った授業解説や質疑、あと児童生徒の個別の状況に応じた対応を進めております。また、先ほど触れましたがMicrosoft Teamsを活用したオンライン授業配信も実施しており、子どもたちの学びを保障できる体制づくりに努めております。

なお、学級閉鎖等になったクラスにおきましても、オンラインで朝の会をやったりとか、

または担任が授業配信したりとかという取組も、閉鎖クラスは取り組んでおります。

以上になります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何かご質問等。

和座委員。

和座委員 確かに、今非常に蔓延しております。我々としても、とにかくお子さんに対しては、12歳以上の方については、今、予防接種をいろんなところでやっています。私のクリニックでもやっております。5歳から11歳までというのも、これも一応しようということで政府のほうで方針が決まっているんですが、これはまだ実際には行われておりませんが、3月、4月頃には市と協議しながら早めにこれもやっていきたいと思っておりますので、お子さんの予防接種に関してはなかなか難しいところがあるんですけど、けど、やはり我々としてはやってほしいですね。ですから、先生方のほうで個人的なそういったこともちゃんと考慮しながら丁寧に説明していただければありがたいというふうに思います。

それから、あと1点ですが、学校の教職員の先生たちの予防接種がまだ何か滞っているようですね。私の校医になっている小学校も、予防接種においでにならない方が時々いらっしゃるんで、そういう方にはもったいないので、すぐに電話をかけて、先生方のほうに回すようにはしているんですけども、現在のところ、やはり子どもさんから先生方のほうに移ってしまうと、感染する場合に、やはりこのオミクロン株の場合は毒性は低いとはいいながらも、基礎疾患を持っている大人がかかるとやっぱりそれなりのリスクな部分があります。そういう意味では、早めにやっぱり学校関係者の方の予防接種が進んだほうがいいと思うんですが、今現状はどうなっているのかちょっとお聞きしたいんですが。

教育長 3回目ということですか。

和座委員 そうです。

教育長 3回目の動きはまだないです。

和座委員 そうですか、まだないんですね。分かりました。

教育長職務代理者 何かお答えできる部分があれば。

学校教育部長 3回目の接種券が年齢別とかで配布されていないような状況があったりとか、そういうので進んでいないような、今教育長がおっしゃったように。

教育長 いや、そうじゃなくて、進んでいないというのは、松戸市として教職員へのワクチンです。その動きはまだないです。

和座委員 できるだけ、そういうふうなことも早めに動いていただいたほうがいいのかもしれませんが。いずれにしても、私たちのほうとしては、できるだけその部分は、予防接種の担当のところに問い合わせたところ、そこら辺は柔軟にやってくれと言われたので、できるだけ先生方の中で希望者の方にはやらせていただいております。

教育長職務代理人 ほかにございますか。

山形委員。

山形委員 生涯学習のほうも、学校教育のほうも、本当にこの対策ありがとうございます。

それで、支援のお子さんも、今回大きく増えてしまうかなと思ったんですけども、まだ行けていない子はいらっしゃいますけれども、大きく拡大することがなく安心しつつも、引き続きオンラインの授業だとかを拡張してやっていただきたいなと思いますので。

松戸市の話ではないですが、他市で、不登校のお子さんとコロナが心配で不登校のお子さんと、何と差別をされてオンライン授業が受けられないというのをある勉強会で聞いて、それは教育委員会に言ったほうがいいですよという話をさせていただきました。松戸市のように、どんなケースのお子さんでもオンライン授業だとか継続して、学べる場を活用していただいているというところの姿勢も、まだまだ届いていない場所があるんだということも、皆様の現場の声というか、全国の保護者とたまたま私はオンラインでつながることができて、そういうふうなことが耳に入ってすごく気になったんですけども、引き続き、どんな子でも安心して学べる環境づくりを引き続きお願いしたいと思いました。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

◎その他

教育長職務代理人 そのほか、事務局から何かご報告ございませんか。

(発言の声なし)

教育長職務代理人 委員の皆様からは特には。

(発言の声なし)

◎議案第43号、議案第44号及び報告第8号

教育長職務代理人 それでは、これより議案第43号「令和4年度教育費予算について」、議案

第44号「令和3年度3月教育費補正予算について」、報告第8号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

冒頭で教育長がお語りしましたとおり、これらの議案の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員と傍聴の方はご退出をお願いいたします。

お残りいただきますのは、議案第43号と議案第44号は、教育委員会各所属の所属長または説明員の方、報告第8号については、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育企画課長、指導課長、指導課課長補佐、以上でございます。そのほかの方は退席してください。

ここで説明員の準備を兼ねて、換気と休憩を取らせていただきます。

おおむね5分間で、40分の開始でよろしくをお願いいたします。

(休憩)

(指定職員以外及び傍聴人退席)

(再開)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 それでは、再開いたします。

議案第43号「令和4年度教育費予算について」を議題といたします。

ご説明ください。お願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 教育企画課です。よろしく申し上げます。

「令和4年度教育費予算について」。

議案第43号「令和4年度教育費予算について」ご説明申し上げます。

本件は、令和4年度教育費予算について、市議会3月定例会議に議案を提出するよう、市長に申し出るものでございます。

提案理由につきましては、令和4年度教育費予算を要求するためでございます。

まず、教育費予算に先立ちまして、本市の歳入及び歳出の予算状況の概略についてご説明いたします。

35ページ、36ページをご覧ください。

令和4年度の松戸市一般会計予算は、歳入歳出ともに1,742億9,000万円となっております。

歳出、10款教育費につきましては、36ページの表のとおり160億2,342万4,000円で、前年度より約20億円の増額となっており、一般会計に占める割合は約9%で、前年度から1%弱の増となっております。

続きまして、令和4年度教育委員会事務局の算についてです。

37ページをご覧ください。

歳入につきましては、31億1,094万9,000円となっており、歳入項目ごとの内訳につきましては、39ページから44ページに記載のとおりです。

次に、その下、歳出についてです。

一般会計における教育費160億2,342万4,000円のうち、教育委員会事務局における教育費の合計は119億2,988万2,000円となっており、事業費ごとの内容につきましては、45ページから56ページに記載のとおりでございます。

また、37ページ下段の表につきましては、歳出予算額が多い事業を掲載しており、詳細につきましてはこの後ご説明いただきます。

続きまして、58ページをご覧ください。

令和4年度教育費予算歳出に係る主な事業についてでございます。

各事業予算額の一番上に記載されている括弧内の数字は、令和3年度当初予算でございます。概要につきましては、二重丸がついているものは令和4年度新規事業を表しております。また、債務負担行為及び継続費については、該当事業内へ記載させておりますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、主な事業について、予算額が大きいものを中心にご説明させていただきます。

まず初めに、58ページ、事務局費、教育情報化推進事業2億9,287万7,000円につきましては、学校のインターネット利用など、ICT環境の維持整備を行ってまいります。

続きまして、その下、教育研究指導費、学習指導事業1億5,533万9,000円につきましては、GIGAスクール構想に係る事業の一環として、教職員及び児童生徒1人1台タブレット端末を有効に活用するために、ICT支援員の派遣などを行ってまいります。

次に、62ページ、学校管理費、小学校施設維持管理事業9億8,374万5,000円及び、64ページ、中学校施設維持管理事業4億8,434万5,000円につきましては、学校施設の安全性や教育環境の改善に関し、各学校のニーズに対応した施設整備等を行うもので、校舎の改修工事や、

体育館、バスケットゴールの点検修繕などを行うものです。

続きまして、68ページ、図書館費、図書館管理運営事業2億8,198万8,000円につきましては、図書等の資料の購入やI Cタグの貼付によるセルフ貸出しの対応など、市民サービスの向上を図ってまいります。

続きまして、70ページ、社会教育施設費、文化会館管理運営事業5億7,135万7,000円につきましては、文化会館森のホール21の指定管理者による管理運営の委託料、空調機やエレベーター、トイレ改修等の工事・修繕を実施するものでございます。

続きまして、76ページ、学校給食費、小学校給食管理運営事業22億7,170万円、77ページ、中学校給食管理運営事業13億4,251万4,000円につきましては、令和4年度から開始される学校給食費の公会計化に伴う賄い材料費や給食調理業務委託などとなっております。給食費の徴収に係る費用は、新たに設けられた費目、総務費徴税費に含まれております。

ご説明は以上となります。

なお、ご質問につきましては各担当課からのご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第43号についてはただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

質疑及び討論は、歳出、歳入の順に進めたいと思いますので、ご了承願います。

初めに、歳出についての質疑及び討論を行います。

歳出は、50ページの高等学校費までを一区切りとして、一度質疑、討論を行います。その後、社会教育費以降の質疑、討論を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、高等学校費までのところで質疑及び討論をお願いいたします。

ないようでしたら、それでは社会教育費までの最後の部分までの質疑及び討論で、何かご意見等ございますでしょうか。

歳出の事業内容について、何かご質問等ございますでしょうか。

和座委員。

和座委員 医療的ケア児に関しての話でもよろしいですか。

教育長職務代理者 大丈夫です。

和座委員 医療的ケア児に関してなんですけれども、ご回答では、教育委員会の予算といたしましては指導医の協力謝礼金、あるいは看護師の林間学校の委託料ですね。あと消耗費とか、合計で170万なんかを計上しておりますと書いてあるんですけれども、その部分と、それか

らあと、ほか、これについて、関係した予算に関してちょっとだけ説明いただけますでしょうか。どこに書いてあるのかちょっと分からないので、すみません。

教育長職務代理者 そうですね。ちょっと広いので、どこの部分に係るのか、担当部署に当たる方をお願いしたいと思います。先ほどの質問事項のところ、後ろに割愛していただいた部分で、ございましたらそちらの。医療的ケア児の予算に関わる部分。

教育長 聞こえていますか。医療的ケア児の予算全般の説明。お願いします。

教育長職務代理者 教育研究所所長。

教育研究所長 教育委員会の予算といたしましては、指導医協力謝礼金が……。

教育長職務代理者 すみません、項目の名前とページを教えてくださいありがとうございます。

教育研究所長 はい。61ページになります。

和座委員 分かりました。

かなり、やっぱりこういった医療的ケア児の支援のためには、医師だけではなくて様々な職種、特に看護師の協力が必要だと思うんですけども、その点についての謝礼というものここに入っているのでしょうか。

教育長職務代理者 謝礼金の中に看護師さんの分も含まれているのかということで。

和座委員 ほかと書いてあるんですけども。

教育長 お願いします。

教育研究所長補佐 失礼いたします。教育研究所です。

看護師への謝礼に関しましては、賃金として会計年度任用職員人件費において計上しております。

医療的ケア推進事業の内容としましては、指導医の協力謝礼金と、委託料といたしまして、林間学校に行く児童が3名おり、そちらの子どもに付き添って林間学校に行く看護師を委託するための委託料が含まれております。あとは消耗品等の計上になっております。

以上でございます。

和座委員 ありがとうございます。

一般的に言って、こういうふうな予算以外にも、例えば家庭の負担を取るために一時的にそういった方たちを泊めて、様々な教育的なケアも含めてやっていくというような試みなんかも国立療育医療センターなんかでは比較的やれているようですね。そこは非常に赤字で、皆さんからの寄附金でやっているというのがホームページに書かれていましたけれども、そういったことも含めて、今後、松戸市が子育てのまちランキングでいつも1位だとかってお

っしゃっているときに、やっぱりこういった、最もシビアな人たちに対してもここまでやっているということをしかりとした形で発信できればいいなというふうに思いますので、その部分の予算も含めて、今後いろいろと検討していただければというふうに思います。

以上です。

教育長職務代理者 ほかに。

中西委員。

中西委員 中西です。

58ページの教育情報化推進事業の関連なんですけれども、いわゆるG I G Aスクール、1人1台関連で2億9,000万ぐらいの予算が組まれているわけなんですけれども、これはほぼ毎年これぐらいの金額が想定されるものなのか、あるいは何らかの更新時期が来たときには、また余分なお金がかかるのか、その辺の想定までそもそも市レベルでできているかどうか、よく私は分かっていないんですけれども、そのあたりのことはどうお考えになっているか伺いたいと思います。

教育長職務代理者 教育企画課長。

教育企画課長 こちらの基本的な予算につきましては、ネット関係業務の費用になります。

それで、今、中西委員からご説明がありましたG I G Aスクールに伴いましての整備につきましても、当然のことながら関連で含まれております。G I G Aスクールについての更新につきましては、またそれに合わせて予算措置となりますので。今、実際は関連で、例えばW i - F iの関係とかは含まれておりまして、それで更新となりますと、その更新時期に合わせての予算措置となります。

教育長 それがどれぐらいの見込みなのかということですよ。

中西委員 見込みとか時期というのは、想定をされているのでしょうか。

教育長 しています。

教育企画課長 それは、はい。金額的には持っていないんですけれども、されています。

中西委員 具体的には。話せるものでは……

教育長 大体は、でも、予想はついている。

教育企画課長 導入5年後に予定しております。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

私から。59ページの中学校の音楽鑑賞教室の開催業務というところで、6校分、6公演と

なっているんですけれども、これはもちろん中学校が6校しかないわけではないので、どのように企画されて、どういうふうに行っているのか教えていただけますでしょうか。

指導課長。

指導課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、中学校のグループを3つに分けて、1人の生徒が中学校1年から3年までの間に1回鑑賞できるようなローテーションを組んでおります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかにもございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 50ページの一番下の項目で、文化振興財団の運営費の補助金が大幅に減少していますが、67ページにあるように、人件費補助と事業費の補助ということで両立てになっているんですけれども、今回大幅に減少したのは、何か特殊な事業費関係が前年度に比べて減るとか、そういうような何か事情があるのでしょうか。その辺のところを教えてください。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 社会教育課でございます。

文化振興財団の補助金は、文化振興財団が自主事業として年に10回程度実施するプロ公演の事業費と、施設に勤務するプロパーの人件費の2つで構成されております。令和4年度の2,600万の減につきましては、人件費補助金の施設関係の専門職、建築や電気設備などの方ですが、その人件費が指定管理代行料に組み替えられたことによる減額でございます。市の総支出額としては変更はございません。文化振興財団の補助金は文化振興のための支援で、その文化振興財団が指定管理者として指定されたことで施設の維持管理業務が発生いたします。よって、施設の専門職は指定管理代行料に含めるべきということと判断し、整理したものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 59ページの児童生徒活動支援業務の二重丸の夢の教室の委託料というのが、夢の教室というのは、これは新規のものなので、どのようなもので、1,000万かかっているのか、どんな形でされるのかを知りたいです。

61ページの一番下の段、学校を核とした地域のコミュニティーづくりの学校支援地域連携業務の中の、これは事前に質問させていただいたんですが、コーディネーター等に含ま

れる謝礼報酬金というところがあったんですけれども、手元の資料で約109万円ということを書いてありましたが、このコーディネーターの仕事内容だとか、どのような人になるのかとか、例えば、これは1校に関して109万円としたとき、県の補助費とか、補助費が入っているとは思いますが、今後コミュニティスクールが増えていったときの費用の部分が気になったりはします。この辺のコーディネーターの役割を教えてくださいたいです。

最後、3つ目で、図書館で69ページの情報化推進業務でI Cタグに関してですけれども、今、導入が始まったところで金額が大きくなっているとは思いますが、今後何年をめどに、全ての本にI Cタグがつくのか、そのめどが知りたいです。3つです。

教育長職務代理者 では、最初の夢の教室のところからお願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 夢の教室の1,000万円ということですが、以前からオリンピックの関係で夢の教室を開催していました。それで、オリンピックの担当室がなくなるということで、それを受けて中学校全校にスポーツ課のほうで予算を計上して、引き続きやっていただくというものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 内容についてというご質問。

スポーツ課長 内容については、もちろん中学生を含めて、アスリートを招聘して、夢を持ち大切さを知っていただきたいということで、技術面から精神面を教えていく授業でございます。

教育長 分かりにくい。

教育長職務代理者 すみません、お願いいたします。

生涯学習部長 もう少し具体的に言いますと、プロのサッカー選手などを学校に招いて講演などを、各校でやっていただくということでございます。

以上です。

教育長 それはこれまでもしていたんです。していたんですけども、している所管がオリパラ課だったんです。それがオリンピックが終わってなくなるので、スポーツ課が来年度から担当するという流れです。

山形委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 スポーツ課長、補足をお願いいたします。

スポーツ課長 今、中学校というお話をさせてもらいましたが、市立の小学校の全クラス、45

校120クラスです、すみません。

山形委員 ありがとうございます。

1,000万を20で割ったら結構と思ったんですけども、45校だったら納得ができました。
ありがとうございます。

次が、コミュニティスクールのコーディネーターについて。

教育長 その役割。

教育長職務代理者 教育企画課長、お願いします。

教育企画課長 コミュニティスクールのコーディネーターのほうの役割なんですけれども、主には学校とボランティアさんのほうの橋渡しをしていただく役割となっております。それで、謝礼というか報償なんですけれども、こちらにつきましては1校というわけじゃなくて、各、今3校区やっていますので、それぞれの謝礼という形になります。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 3人いらっしゃるということですか。

山形委員 今、3人。

教育長職務代理者 3校分という。

山形委員 3校分、はい。

次に、図書館のICタグが。

図書館長 図書館長からお答えします。

68ページ、69ページの図書館費のところのICタグにつきましてですが、昨年12月19日に東松戸地域館の開館に伴い、蔵書約5万冊にICタグを貼付し、自動貸出機とセキュリティーゲートを設置しております。将来的に各館に自動貸出機を設置することを前提に、来年度以降も計画的に蔵書と新規購入資料にICタグの貼付を行ってまいります。令和4年度は蔵書分約16万3,000冊、新規購入分約2万冊を予定しております。全ての蔵書にICタグを貼付するのは、今後の予算や蔵書数の上限にもよりますけれども、おおむね10年くらいで完了するのではないかと考えております。

以上です。

教育長職務代理者

ほかにございますか。

すみません、ほかに質問、ご意見等もございませんでしょうか。

中西委員 44号は差替えになっていますけれども、何が変わっているのでしょうか。

教育長 それは、まだ。

中西委員 これからです、すみません。

教育長職務代理者 ご意見等、今ないようですので、一旦ここで歳出の質疑及び討論は終結といたしまして、次に、歳入の質疑及び討論に入りたいと思います。

歳入は全体を一括して審議、討論を行いたいと思います。

歳入の部分について、何かございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

ほかにご意見等ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結としてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 これより議案第43号の採決をいたします。

議案第43号については、原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わりますので少々お待ちください。

(説明員入替え)

教育長職務代理者 議案第44号「令和3年度教育費3月補正予算について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 「令和3年度3月教育費補正予算について」。

議案第45号「令和3年度3月教育費補正予算について」のご説明に先立ちまして、先ほど中西委員のほうからちょっと質問がありました、一部議案資料に修正箇所が生じたので、大変恐縮ですが、お手元にお配りしました差替え資料をご参考いただければと思います。

それでは、説明させていただきます。

本件は、令和3年度3月教育費補正予算について、市議会3月定例会議に議案を提出するよう、市長に申し出るものでございます。

提案理由につきましては、令和3年度3月教育費補正予算を要求するためでございます。

議案資料82ページをお開きください。

歳入補正予算額の合計は14億5,879万円、歳出補正要求額の合計は16億206万7,000円となっております。

歳出のうち、小学校費の約10億7,495万7,000円、中学校費の3億3,437万8,000円の増額要求の主な理由は、令和4年度事業費として予定しておりました小中学校におけるトイレの改修工事について、国の補正予算措置に伴い、令和3年度事業として前倒しして実施するものに要求するものでございます。

例年の3月補正予算と比較して要求項目が多い理由といたしましては、昨年度も同様でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初予定としていましたイベント等の実施方法の変更や中止による減額補正が上げられます。

このほか、例年どおり工事などの事業費の確定や、寄附や基金の利子についても計上してございます。

また、補足のご説明となりますが、90ページの繰越明許とは、地方自治法第213条による歳出予算の経費のうち、年度内に事業が完成せず、支出が終わらない見込みのものについて翌年度に繰越して使用できる経費であり、その一覧を示したものでございます。

ご説明は以上です。

なか、質疑につきましては、担当のほうからご説明させていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 議案第44号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。質問及びご意見等ございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 85ページの一番上の歳出の会計年度任用職員の不足のために出た補正のところと、同じく多分86ページの17番のところも、こちらも社会教育総務費の部分、会計年度職員の人件費という部分が2か所あるんですけども、今までこういうような補正予算、私の記憶の中ではなかったように思ったのですが、今回かなり金額も大きかったので、ここの部分、なぜこのような形で要求が出たのか教えていただきたいです。

教育長職務代理者 教育企画課長、お願いします。

教育企画課長 要求の項目なんですけれども、賃金につきましては会計年度任用職員制度の導入に伴いまして小中学校を分けたものになりますので、こういう書き方になります。

以上でございます。

(「社会教育費」の声あり)

山形委員 両方。

教育長職務代理者 お願いします。

教育企画課長 社会教育費ですね、小中学校じゃなくて社会教育費。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。

仕組みの上で、会計年度職員の仕組みが変わったので不足したためというふうに書いて、この予算が出たという理解でいいですか。人件費に不足が出たためとなったら、その費用が足りなくなったのかなという浅い理解しか私はできなかったのですが質問したんですけれども、その会計年度任用職員の支払いの形が市役所と統一されたという動きはあったのは分かったので、そういう仕組みの上で、こういう金額が出てきて要求があるというところで、理解でよかったですか。

教育企画課主幹 教育企画課の武田と申します。

事務局費の会計年度任用職員につきましては、研究所の特別支援員さんとかの増員があり、その分増えております。

社会教育費の会計年度任用職員につきましては、当初予算を精査して見込んでいましたが、ちょっと少なかったといいますか、ぎりぎりのところを見積もったところで、その分ちょっと足りなくなってしまったところで、今回補正をかせさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかにございますか。

中西委員。

中西委員 中西です。小学校費、中学校費の主なものはトイレ改修の前倒しを国のほうで補正予算を組んだので、それでということという説明だったんですけれども、それは83ページの国庫支出金1と4に当たるんだと思うんですが、そうすると、それによってトイレ改修の前倒しが実際に進むのかということと、それは、そうすると、歳出の中に出てくるのかなと思って探していたら見つからないのでお聞きします。

教育長職務代理者 教育施設課長、お願いします。

教育施設課長 トイレの改修につきましては、元々令和4年度の当初予算で見込んでいたもの

が、国の前倒しということで補正するものでございます。先ほど企画課長から、繰越明許という話が出ました、この部分の予算はそのまま来年度に繰越して、工事自体は来年度となるので、実際の工事に関しては前倒しというよりは予定どおりということになります。

次に、歳出に関してですけれども、歳出のほうは、小学校費の中に、5番のところの小学校校舎等改修業務に組み込まれております。

以上です。

中西委員 つまり前倒しにはならないけれども、補正の中に歳出に入っているということですか。そこがちょっと何か理解が。

生涯学習部長 先ほど申し上げましたとおり、繰越明許というのは、今年度予算を来年度に繰り越すということができる制度です。それで、これは事情を申し上げますと、国のも予算が年度末になりますと比較的余ってくるわけです。そうすると、各自治体さん、使いませんかというような問いかけにより予算が配分されることがあります。それで、手前どもはやっぱり市としては補助金が欲しいので、そこに何とかお願いしますという形になるわけです。そうすると、来年度やろうと思っていた当初予算が前年の予算で組み込めますので、財政上の事情としては来年度の支出を少なくして、今年度の支出を多くするということができるようになるんです。そういう制度をうまく利用して、工事の発注準備を前倒ししてやっていこうじゃないかということで、来年すぐにやろうとはしていたんですけれども、幾分か早くなるような準備ができるということで、ご理解いただきたいと思います。

教育長職務代理者 補助金が決まったので、前倒しにスタートするという理解でよろしいですか。

中西委員 若干発注が早くなって工事も早く始められそうだけれども、来年度になるということですね。そこまで説明していただかないと、ちょっと最初の説明では分からないと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに。

伊藤委員。

伊藤委員 85ページの3のところなんですけど、これは小学校の修学旅行に関連したものだと思うんですけれども、何か面白いなと思うのは、予定どおり実施できたので、事前に計上していたキャンセル料等が使われなくなったので不用額が生じたという、やっぱりこういうふうにも最初から、予定どおり行われたいだろうということで、いろんなキャンセル料か何か

を盛り込んで要求していて、それがむしろ予定どおり行われ余ったので、こういう修正をしますというようなケースというのは結構あるものなのかというのが1つです。それから、これは一般論でちょっとよく分からないんですが、普通こういう形で不用額が生じたら、年度末でもう使いませんということで、不用額ということで、国であれば国庫へ返上なんですけど、市であれば市の在庫に返すということで済むんじゃないかなと思うんですけども、これは全て、そういうのは一々補正の要求というか、組み替えしなきゃいけないというのは非常に事務的に手間がかかるんじゃないかなと思います。これはやっぱり市の仕組みとして、単に余ったので返しますという形ではなくて、こういう組替えをいつもせざるを得ないものなのかというのが、質問です。

教育長職務代理者 生涯学習部長。

生涯学習部長 このままにしておくと、正直言いまして決算で不用額という形になります。ここで補正をやって、きっちり白黒はっきりさせて精算をすれば不用額にはならないということになります。なので、やっぱり会計上は、整理できるものはここで整理しておくというのが地方自治の原則になります。

以上です。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 今、伊藤委員のご質問の中にあつた、こういうキャンセルを見込んでの先もつての予算立てというようなケースというのはよくあることなのですか。

お願いいたします。

生涯学習部長 今回のケースは、これは緊急特別の、コロナ禍での補助金を使って予算を組んだと思います。なので、中止になるかもしれないけれども、そのキャンセル料は補助の対象になりますよということで、財政当局としては打合せが済みました。なので、予算を取ったんですが、結果、いい方向に転んで、うまくできたということですから、きちんと予算額と決算額を精算するということです。

以上です。

伊藤委員 すみません、じゃ、ちょっと関連して。

そうすると、今回はそういうコロナ禍で、実施できるかどうか分からないという状況下で、キャンセル料なんかも計上されていたんだろうと思うんですけども、通常であれば、これはもう本来そういうことはやらないので、これは非常にイレギュラーな要求だったというふうに理解してよろしいわけですね。

教育長 絶対ないですね、普通は。普通は絶対ないと思います。

伊藤委員 そうですよ。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ほかに質問、ご意見等ないようですので、これをもちまして議案第44号についての質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第44号を採決いたします。

議案第44号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わりますので、少しお待ちください。

(関係職員以外退室)

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 それでは、ご報告いたします。

秘密会にて、議案第43号及び議案第44号については原案どおり決定し、報告第8号については承認されましたことを報告いたします。

本日より予定しておりました議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 お疲れさまでございました。ありがとうございます。

次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は令和4年3月9日の水曜日午後2時より、教育委員会5階会議室で開催してはどうでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、次回、令和4年3月定例教育委員会会議は、令和4年3月9日水曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和4年2月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 12時 50分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員